まえがき 第六条の形成過程 目 核兵器国の立場 非核兵器国の提案 次

核兵器不拡散条約体制と核軍縮

―NPT第六条の形成と展開

黒

沢

満

第六条の意義 核兵器国による評価

第六条の形成

第六条の法的内容 第六条への批判

第六条の重要性

第六条の履行の再検討

第六条と再検討会議

第一回NPT再検討会議

核兵器不拡散と核軍縮との関連 第二回NPT再検討会議

―むすびにかえて――

ま え が

き

るので、今までのところその主要な目的をほぼ達成していると言えよう。 インドの核爆発を防止できなかったが、すでに一二〇国近くの非核兵器国が条約に参加し、条約規定を遵守してい における基本的枠組の一つとなっている。新しい核兵器国の出現を防止することを主要な目的とするこの体制は、 核兵器不拡散条約(NPT)体制は、さまざまな矛盾をかかえながらも、一九六〇年代後半以降、現代国際社会 本稿の目的は、

核兵器不拡散条約体制における核軍縮の意義を明らかにすることである。

そのためまず第

条約が締結されたことは確かであるが、核軍備競争はさらに勢いを増しつつ継続されている。 はさらに強力に推し進められている。NPT体制が成立して以来、核兵器及びその運般手段を規制するいくつかの ての問題 しかしNPT体制がかかえる最大の課題である核軍縮との関連、 ほとんど解決されていない。 NPT体制の成立以降、 つまり核兵器不拡散と核軍縮の相互の関連につ 米ソ両国を中心とする核兵器国の核軍備競争

来のNPT体制の生存可能性も第六条に大きく依存するものと考えられていた。 こにおいて、 で最も重要な規定であると言われている。すなわち、第六条は核兵器国の将来の核軍縮に関して規定しており、 NPT体制において核兵器不拡散と核軍縮の関連を規定しているのはNPT第六条であり、 核兵器国と非核兵器国の義務のバランスの問題が解決されるべきであると考えられていたし、 この規定は条約の中 また将

NPT第六条の履行を検討し、最後に、NPT体制内における核兵器不拡散と核軍縮との関連についての問題点を を明らかにする。さらに、 成立時の議論や第六条の法的内容などを検討することにより、 NPT第六条の形成過程におけるさまざまな議論、 一九七五年及び一九八〇年のNPT再検討会議での議論を中心として、条約成立以後の 特に核兵器国と非核兵器国の意見の対立を考察し、 NPT第六条が核兵器国の核軍縮に対してもつ意義

えられている核軍縮の問題を、 NPT体制の包括的研究の一部を形成するものであるとともに、NPT体制の中で最も重要であると考い。 核兵器不拡散との関連で検討するものであり、 NPT第六条の形成、 意義及び展開

に関する研究である。

明確にする。

註

(1) この問題意識の下で筆者はすでに、「核兵器不拡散条約体制の起源」『法政理論』第一五巻第三号(一九八三年三月)、「核 兵器不拡散条約体制と原子力平和利用――新しい不拡散政策の批判的検討」『法政理論』第一六巻第三号 (一九八四年三月) 兵器不拡散条約体制と保障措置――NPT第三条の形成と展開」「法政理論」第一六巻第二号 (一九八三年一二月) 及び 「核 兵器不拡散条約体制の基本構造――NPT第一・二条の形成と展開」『法政理論』第一六巻第一号 (一九八三年九月)、「核

# 第六条の形成過程

を発表した。

### 非核兵器国の提案

の間に鋭い議論の対立が存在していた。この時期における非核兵器国の主要な主張は、以下のインド、スウェーデ て、特に、核兵器不拡散措置と核軍縮措置を同一の条約の中で規定すべきか否かについて、核兵器国と非核兵器国 NPTの具体的な交渉は一九六五年に開始されるが、その時期においても核兵器不拡散と核軍縮との関連につい

の逆行をも望んでいる。……現在の核兵器国がその恐るべき軍備を維持し続け、さらに新しい国が核プログラムに まずインドは、一九六五年五月四日の軍縮委員会において、「我々は、一層の拡散の防止のみならず現在の拡散 ン、イタリアによるものである。

(5)

核兵器を取得せず製造しないという非核兵器国の約束。

会の多くの代表により指摘されている。」と述べつつ、拡散問題の総合的な解決の基礎として以下の要素を列挙し 乗り出す時に、 諸国家に対し核兵器生産のプログラムを永久に放棄するよう求めるのは非現実的であることは、

- (1) 核兵器または核兵器技術を他国に移譲しないという核兵器国の約束。
- 3) を兵器さ行軍シこうでいるこれとは兵器とも引きていこうです。(1) 本手者は大阪本手者技術を代国以来語したいとしょを兵者国の糸球
- (3) (2)核兵器能力をもつ国またはもとうとしている国により威嚇される国の安全保障を確保するための国連を通じての約束。 核兵器を所有していない国に対して核兵器を使用しないという約束.
- 進展。 (4) 包括的核実験禁止、核兵器と運搬手段の生産の完全な凍結並びに現存の貯蔵の大幅な削減を含む軍縮に向けての具体的な
- インドは、「これのみが、核兵器拡散問題を解決しえる性質をもつ総合的な提案であり、この総合的プログラム
- の一つまたは二つの孤立した措置は十分ではない。」と述べ、五項目にわたる措置の総合的解決を提案していた。 である。 さらに、この提案に関して、インドは、「この提案の基本的特徴は、軍縮に向けての具体的な進展に関するもの 合理的かつ受諾可能な不拡散条約にとって、これは不可欠の必要物である。 他のものは周辺的なものであ
- 止し、その現存の貯蔵を削減するプログラムを開始することに合意する。第三に、核兵器国は我々が提案した五点 兵器または核技術を他国に移譲しないことを約束する。第二に、核兵器国は核兵器と運搬手段のあらゆる生産を停 る。……条約の第一段階は、 核兵器国の義務を規定すべきである。この部分的条約の下で、核兵器国は第一に、

からなるプログラムの他の措置をこの部分的条約に含めることに合意する。……この条約が発効し、すべての生産

軍縮の義務が先に履行され、その後に非核兵器国の核兵器不拡散の義務が効力を発生すべきであると主張している。 を停止し、貯蔵の削減を開始するための措置がとられた後、条約の第二段階すなわち包括的条約が作られる。それ は核兵器を取得せず製造しないという非核兵器国の約束を規定している。」と詳しく説明し、特に、核兵器国の核(2)

後者に関連している。」と主張しているところにも明確に示されている。 気をさらに手に負えないものにしている。……不拡散の基本的問題は現在の拡散を停止し逆行させることである。 できない。病気を無視し、あいまいな徴候と潜在的核兵器国の非現実的なリストを取り扱うことにより、我々は病 考えは、「一層の拡散は現在の拡散の結果なのであり、我々は病気それ自体を処置しないならば、治療することは ……拡散の問題は確かに核兵器国と非核兵器国に関連しているが、それは主として前者に関連しており、二次的に インドの基本的な考え方は、核兵器拡散(proliferation)の概念の中にいわゆる垂直的拡散と水平的拡散の両者 前者を「現在の拡散」、後者を「一層の拡散」と呼び、前者がより重要であるとするものである。この

産の禁止が最も重要で、不拡散条約の第一条に置かれるべきであると主張している。(4) の現存の貯蔵の削減、の三つの問題を取り扱わなければならないと述べ、特に第二のすべての国による核兵器の生 (dissemination)の禁止、第二に核兵器国と非核兵器国の両方による核兵器の生産の禁止、そして第三に核兵器

ENDCへのインド代表であった Trivedi は、不拡散の問題は、第一に核兵器の移譲・受領という拡散

い 他の国家がその先例に従うのを防止できる可能性はないように思える。核拡散は核軍備競争の空間的拡大にすぎな Morgenthau も、「現在の核兵器国がその国家政策として核兵器及び運搬体系の増強で競争を続けている限り、 前者は後者を停止させることによってのみ防止できる。」と述べ、核軍備競争停止の措置がまずとられるべき

ことを主張している。Schwarzも、非核兵器国が核兵器を取得しようとする動機を取り除くべきであるとして、「大 国の核能力の大規模な削減は、非核兵器国をそのままとどまらせる最も効果的な手段であるだろう」と主張してい

る。

け入れなければならない、と総合的な解決を示唆している。 核兵器国は核軍縮に向けての進展の証拠を示さなければならないし、核兵器国自身の核兵器開発に対する制限を受 る非核兵器国の安全保障と共に、①核兵器を所有しないという各国の決定を引き出すような雰囲気を作り出すため、 さらに Bunn も、米国の不拡散プログラムの要素として、@不拡散条約、ゆIAEA保障措置、 (d)核攻撃に対す

しかし、インドの総合的な提案に対して、 Burns は、「それぞれの措置が交渉に際して困難な問題を含んでいる

な観点から批判している。 現状の『凍結』を達成することを目標とし、核兵器国及び非核兵器国の両者による積極的な貢献の機会を与えなけ うまく統合された措置から構成されなければならないし、軍備の縮小あるいは少なくともかなり広い分野における 合意されるべきパッケージに結合されたいくつかの要素を優先すべきであると考える。そのようなパッケージは、 ので、不拡散協定の代価としてこのパッケージ全体に関し合意を得る可能性はほとんどないであろう。」と現実的 次に、スウェーデンは一九六五年五月一〇日の軍縮委員会において、「我々は、個別的な措置ではなく、 同時に

(1) 地下核実験を含む包括的核実験禁止

ればならない。」と述べ、以下の三つの措置をパッケージとして提案している。

② 軍事目的の分裂性物質のすべての生産停止。

③ 核兵器の拡散を防止するための協定。(9)

とになるであろう。」と説明している。(ミヒ) 置を慎重に選び、一貫した計画に結びつけるならば、それによってもたらされる犠牲はもっと公平に分担されるこ バランスの問題に関連している。安全保障への影響が不公平でないようにバランスを達成しようとする場合、もし つの措置に関してのみ変化が導入されるならばそれは解決とはならない。さまざまな重要性をもついくつかの措 このパッケージ提案の理由として、スウェーデンは、「軍縮措置の結合の方が好ましいと考える主要な理由は、

的開発を凍結し、後者はその量的開発を凍結するものである。 核実験禁止及び兵器目的核分裂性物質の生産停止の措置がとられるべきであると主張している。前者は核兵器の質 えに基づいており、核兵器不拡散と核軍縮は別の概念として把握されているが、核兵器不拡散措置と同時に包括的 このスウェーデン提案は、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスあるいは犠牲の公平な分担という基本的な考

つは兵器目的核分裂性物質の生産停止であり、もう一つは地下核爆発の禁止である。最も重要なのは、この二つの ら検討するならば、どちらの面においてもインストゥルメンタルなアプローチが秀れている。そのアプローチの一 アプローチである。その二つのアプローチを、実効性という技術的角度及び受諾可能性という政治的角度の両方か するような協定によって不拡散を達成しようとする「インストゥルメンタルな」あるいは「オペレイショナルな」 合意によって不拡散を達成しようとする「古典的」アプローチで、もう一つは、核兵器の取得を実質的に不可能に 軍縮委員会及びENDCへのスウェーデン代表である Myrdal は、これらの提案の背景を以下のように説明して すなわち、核兵器不拡散の目標に到達するには二つの異なった方法があり、一つは条約に拘束される政治的

措置が必要な二重の目的、すなわちすべての国によって犠牲が分担されること及び恐るべき軍備競争を制限する効

果を必ずもつことという目的を達成することである。(ヨ)

約が核兵器国と非核兵器国に公平な負担を課すと主張していることは、全く正当であると主張している。 兵器の製造禁止を含む不拡散条約、並びに包括的核実験禁止条約を挙げ、多くの非核兵器国は包括的核実験禁止条 他の軍備管理措置の緊密な関係に留意することが必要であるとして、現在の核兵器国及び潜在的核兵器国による核 Beaton も、不拡散戦略の主要な要素としてスウェーデン案に近い考えを示していたし、 Chalfont も、不拡散と さらに核兵器国と非核兵器国の負担の共有に関して、Albonetti は、「とにかく、核分野におけるいかなる条約も、

担と義務の真の共有に基づかなければならない。」とその重要性を述べている。 国際緊張を減少させ平和をうまく組織するのに有効であるためには、核軍備を所有する国と所有しない国の間の負

兵器国は再び行動の自由をもつという了解の下にそうすることは十分考えられる。このようにして、核拡散に対す 兵器の拡散にモラトリアムを設定することである。非核兵器国は核兵器で装備することを一定期間一方的に放棄す る草案を合理的な期間内に作成することが不可能であるならば、イタリア代表は非核兵器国に対しイニシアティヴ 速めるよう圧力と説得の要素が創り出されるであろう。」と述べ、その内容に従って九月一五日に、核兵器不取得 る危惧に一時的休止が与えられ、さらに核兵器国に対して一般的協定の締結を促し、そうして核軍縮のプロセスを ることに合意するが、その期間内に上述の要求(安全保障の強化及び核軍縮の進展)が満たされない場合には非核 をとるよう訴える権利を保持する。そのイニシアティヴは、非核兵器国自身の見解を害することなく、一定期間核 第三に、イタリアは一九六五年七月二九日にENDCにおいて、「核兵器国及び非核兵器国の両方の義務から成

に関する一方的宣言案を提出している。

宣言案はその際に考慮すべきものとして、「核兵器の拡散を防止し、核軍備競争を停止し核軍備を削減するための 特に、モラトリアムの期間が終了した場合に、その約束を延長するかどうかを決定することになっており、その

国際協定に向けての進展がみられたかどうか」という点を挙げている。 ENDCへのイタリア代表の Cavalletti は、この暫定的な取決めという考えが生じた背景として、ソ連が公正な

ていないこと、及び核兵器の拡散を停止することが極めて緊急であることの四つの要素を挙げている。 不拡散条約に反対していること、非同盟諸国が他の問題をも含むもっと広い条約を望んでいること、交渉が進展し 以上の三つの提案は、すべて核兵器不拡散と核軍縮とを結合させるという点において共通している。すなわち、

あるから、核兵器国も核軍縮に関する一定の措置をとることによって、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスを 非核兵器国にのみ義務を課すような形での核兵器不拡散の措置は、非核兵器国にとっては受け入れられないもので

維持しようとするものである。

インドは後には一定の軍縮措置、特に核兵器の製造禁止が核兵器不拡散と同時に行なわれるべきであるとその主張 張では、核兵器国の核軍縮義務の履行の後に非核兵器国の不拡散義務が実施されるべきであると考えられていた。 しかし、核兵器不拡散と核軍縮の実施の時期に関して三つの提案はそれぞれ異なっている。インド案の初期の主

産停止の措置をとるべきことを主張している。最後にイタリア案は、まず非核兵器国が核兵器不拡散の義務を自主 スウェーデン案は、核兵器不拡散の義務と同時に、核兵器国が包括的核実験禁止及び兵器目的核分裂性物質の生

を和らげている。

この覚書の前半部分、

的に引き受け、 それらをてことして核兵器国に対し核兵器不拡散その他の軍縮措置をせまっていこうとするもので

述べ、 違いは前の二つの提案が正式の条約の作成による全体的な解決を目指していたのに対し、イタリア案は正式の条約 さらにそのことによって核軍縮への道を開く可能性があることを指摘している点で高く評価されるものである。 まるという考えは、実際には採用されなかったが、核兵器不拡散の問題は基本的には非核兵器国の問題であること、 務に関して合意が成立し条約への交渉が進展することにより、イタリア案はその意義を失っていくことになった。 に至るまでの暫定的なものと考えられていたことにも反映されている。したがって米ソ間で不拡散条約の基本的義 はその側面を当然に含みつつも、さらに米ソの対立という側面をも考慮していた点で前者とは大きく異なる。この なわれるものでなければならないことを確信している」と規定している。 自体目的ではなく、目的に対する手段にすぎない。その目的は全面完全軍縮、そして特に核軍縮の達成である」と 一五日の覚書において明らかにしたが、核兵器不拡散と核軍縮の関連について、まず、「核兵器不拡散条約はそれ しかし、非核兵器国のイニシアティヴにより核兵器不拡散を達成し、そのことにより核兵器国に対し核軍縮をせ ENDCに参加している非同盟八ヵ国は、核兵器不拡散問題に対するそれらの国の基本的態度を一九六五年八月 インド案とスウェーデン案では、核兵器国と非核兵器国の対立が常に中心におかれていたのに対し、イタリア案 廃棄するための具体的措置が核兵器の拡散を禁止する措置と結びつけられるか、またはそれに引き続いて行 さらに具体的に、「八ヵ国の代表は、核軍備競争を停止させ、核兵器及びその運搬手段の貯蔵を制限し、 すなわち核兵器不拡散はそれ自体目的ではなく、核軍縮に向けての一つの措置であるとい

るかまたはそれに引き続いて行なわれるべきである、と複雑な形で規定している。 縮の達成に向けての措置でなければならない」という原則が含まれており、核兵器国もこの原則に合意している。 れている核兵器不拡散条約を交渉する際の諸原則の第三においても、「その条約は全面完全軍縮、そして特に核軍 う考えには一般的な合意が見られる。一九六五年一一月一九日に採択された国連総会決議 2028( XX )に規定さ 問題となるのは、非同盟諸国の覚書の後半部分である。それは、核軍縮措置が核兵器不拡散措置に結びつけられ

このような規定の仕方になった一つの理由について、インドは、ある種の核軍縮の措置、たとえば核兵器生産停

述のインド案やスウェーデン案は直接的な結合を主張するものであるが、たとえばアラブ連合は以下のように主張 において核軍縮に関する措置が引き続いてとられるようにすべきであると主張する国とが存在したことである。前 いて同時に実施するような直接的な結合を主張する国と、まず核兵器不拡散に関する条約を作成し、その条約の中 散措置がとられた後に引き続いて行なわれるべきである、という考えを反映するためであると説明している。(ハロク) 止のような措置は核兵器不拡散と同時に実施されるべきであり、他の措置たとえば核兵器の削減などは核兵器不核 しかしさらに重要な理由は、非同盟諸国の中においても、核軍縮措置と核兵器不拡散措置を同一の条約の中にお

け、その目的のために、適切な具体的措置に関して合意に達するための交渉を継続し促進するという別個の条項を含むべきで 核兵器国が核軍備競争を停止し、核兵器及び運搬手段の貯蔵を制限し、削減し、廃棄するという法的義務を引き受

している。

九六六年の非同盟八ヵ国の覚書は、「個々の軍縮措置は条約の中にその規定の一部として、 あるいは意図の宣

規定する可能性を示唆していた。 言として具体化されうるであろう」と述べ、核兵器不拡散の後に行なわれるべき核軍縮措置を、意図の宣言として<sup>(2)</sup>

### 〕 核兵器国の立場

で取り扱うことにも反対していた。核兵器国は、まず核兵器不拡散条約の作成に取り組むべきであって、そのこと 核兵器国は、核兵器不拡散の問題と他の核軍縮措置を結合することには一貫して反対し、両者を同一の条約の中

により核軍縮の交渉が容易になるであろうから、核兵器不拡散問題の解決が先決であると強く主張していた。 その理由の第一は、核兵器不拡散を他の軍縮措置に結合させることによりそれらの交渉はさらに困難になるので、

核兵器不拡散条約自体の成立をも損うことになる、というものである。たとえば米国は、「重要なことは可能な時

備管理軍縮の進歩の機会を妨げるようなことは注意して避けなければならない。」と主張しているし、ソ連も同様に、(22) に可能なところで進展することである。ある協定を他の措置に依存させ、その結果完全な行詰りとなり、重要な軍 りすることは、我々の目的にとって有益でないと思われる。我々の考えによれば、そうすることはすでに極めて困 「一連の措置を一つのパッケージに結合したり、これらの一つの措置に対する合意を他の措置の履行に依存させた

難である交渉をさらに複雑にするだけである。」と述べており、英国も同様の見解を示している。 第二に、国連総会決議 2028(XX)に含まれる諸原則、特に核兵器国と非核兵器国の義務のバランスという原

ば米国は、「我が政府は、この原則により不拡散協定が何らかの措置-則の解釈に関しても、核兵器国はその原則は核軍縮措置との結合を要求するものではないと主張している。 ――たとえ米国が提案したものであれ――に

と述べている。

搬手段の生産停止が決議で要請されている不拡散条約の中に含まれなければならないとは考えなかったであるう。」 条件づけられなければならないとは考えない。……また決議 2028(XX)に賛成した多くの国も、核兵器及び運

不拡散条約は非核兵器国の安全により大きな利益を与えるという主張である。(※) を危うくするが、その影響は核兵器国に対するよりも非核兵器国に対する方がより大きいものとなるので、核兵器 義務を強調する非核兵器国の主張に反論するものである。すなわち、核兵器の拡散は核兵器国と非核兵器国の安全 れは、核兵器不拡散は非核兵器国にのみ一方的な義務を課すものであるから、それの補償として核兵器国の核軍縮 第三に、核兵器国は、核兵器不拡散措置は主として非核兵器国の安全保障を強化するものであると主張する。こ

を置かず、それぞれの前文において全面完全軍縮あるいは核軍縮に言及しているだけであったことにも反映されて とは、一九六五年八月一七日の米国条約案及び一九六五年九月二四日のソ連条約案が本文中に核軍縮に関する規定 これらの三つの主張に基づいて、核兵器国は核兵器不拡散条約と核軍縮措置の結合を全面的に拒否した。このこ

有益である 核兵器不拡散と核軍縮との関連についての以上の核兵器国の態度に関しては、Burns の以下のようなコメントが 核兵器の拡散が生じれば、核軍縮もその他の軍縮もありえないだろうし、遅かれ早かれ核兵器が戦争において使用されるよ

ろう。すなわち、現在の核兵器国により核軍縮が行なわれないならば、その数は増加し同様の結果を招くであろうという蓋然 うになるだろう。その場合には最大の破壊的な兵器が用いられる可能性がある。以上のような主張の逆もまたたぶん真実であ れていた。

性がますます大きくなるだろう。(27)

この分析の前半部分は、核兵器国の論理に明らかに表われているが、

後半部分は核兵器国の論理に全く欠けてい

る側面である。

#### $(\Xi)$ 第六条の形成

対立するものであった。このような状況において、 核兵器不拡散と核軍縮の関連についての核兵器国の立場と、インド及びスウェーデン等の立場は全く異なりかつ いくらかの国は両者の立場の妥協として、核軍縮に関する核兵

器国の意図の宣言という方法を提案していた。 ブラジルは、条約と共に、意図の宣言により第一に核軍備競争を停止し、核兵器及び運搬手段の貯蔵を制限し、

に含めることを提案していた。このような考えは、アラブ連合のほかに、英国やカナダによっても積極的に支持さ ているし、メキシコも、(28) に削減し制限するための具体的な措置を実施させるような協定を交渉するという核兵器国の意図の宣言を条約の中 核軍備競争を停止し、核兵器及び運搬手段の貯蔵を、 最終的には廃棄するために、

廃棄するための具体的措置をとること、第二にすべての核兵器実験を停止することを約束するよう提案し

漸進的

成立を当面の目標としながらも、その後の核軍縮の進展を条約の中でどのようにして確保するかという問題に移っ この方式は、 核軍縮措置が不拡散措置に引き続いて行なわれるという側面にあたる。 非同盟諸国の覚書の用語を用いるならば、 核軍縮措置が核兵器不拡散措置と結びつけられるのでは 議論の中心は、 核兵器不拡散条約の

ていった。

ば強調していたので、意図の宣言という方式に反対することはなかったので、残された問題は、この方式を具体的 核兵器国も、核兵器不拡散条約はそれ自身目的ではなく、核軍縮に向けての第一歩にすぎないという点をしばし

にどのように条約の中に規定するかであった。

いて、現行条約の前文第八項前半、第九項、第一一項に当たるものが含まれていた。さらに第五条三項において、 こにおいて条約の中心規定である第一・二条は確定された。核軍縮に関する規定は本文中には何もなく、前文にお MLF問題に関する米ソ間の対立が解消された後、一九六七年八月二四日に米ソ両国は同一条約案を提出し、こ

再検討会議が五年後に予定されていた。

ば、それはこの問題に対する最も現実的なアプローチを提供するであろう。」と述べ、前文における意図の宣言とば、それはこの問題に対する最も現実的なアプローチを提供するであろう。」と述べ、前文における意図の宣言と 再検討会議との組み合わせにより、この問題は最もよく処理しうると説明している。 軍縮への特定の義務は規定されていないが、これらの前文の規定を第五条の再検討に関する条項と結びつけるなら は条約の目的を述べており、これらの目的の達成に向けての措置は再検討会議により吟味される。 これらの規定に関し、米国は、「再検討会議は一層の軍縮措置の問題と関連している。……これらの前文の規定 したがって、核

ずメキシコは、核軍縮に関する新しい条項を本文中に挿入すべきであると主張し、以下のような規定を提案した。 からの核兵器とその運搬手段の除去に関する協定に到達するために、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的か しかし、この条約案が核軍縮に関する規定を本文中に含んでいないことに関して、多くの国の批判を招いた。ま 締約国である各核兵器国は、すべての核兵器実験の禁止、核兵器の製造停止、すべての核兵器の現存貯蔵の廃棄、

スウェーデン、エチオピアなどに支持されていた。

つ完全な軍備縮小に関する条約について合意に達するために、できるだけ速やかにかつ忍耐強く誠実に交渉を行なうことを約

が、それは意図の宣言以上のものである。」と、条項案の内容及び意義を説明している。この提案は、アラブ連合、(3) の義務は条約の本文中に規定されなければならない。それは制裁を伴っていないので明らかに不完全な義務である と主張することは、核兵器不拡散条約それ自体に反対するに等しいであろう。」という基本的認識に立ち、「核兵器 ることを引き受けることは確かに可能である。このことがまさにこの義務に与えたいと思っている目標である。そ することは確かに可能である。すなわち、核兵器国はそのような協定を締結するために誠実に交渉を開始し継続す 国は彼らの間で将来軍縮協定を締結することを現実に約束することはできないが、そのために努力することを約束 メキシコは、「核兵器不拡散条約はすぐ将来に核兵器国により履行されるべき個々の軍縮措置を含むべきである

締約国である核兵器国は、核兵器の製造の停止及び核兵器とその運搬手段の削減と廃棄をできるだけ速やかに行なうた

下のような新しい条項を本文中に含むべきであると主張していた。

さらに強硬な非核兵器国の見解は、核軍縮に関して一定の期限を設定しようとするものであり、

ルーマニアは以

めの特別の措置をとることを約束する。

本条約の効力発生後五年たってもそのような措置がとられない場合には、締約国はその状況を審議しとるべき措置を決

この提案の目的として、ルーマニアは、この条約を核軍縮の達成へと導くよう考案された複合的な措置の枠組の

中に置くことであると述べ、この提案は特定の軍縮措置を実行するという核兵器国の義務を定めており、不拡散条 約に実体と活力と永続性を与えることを意図していると説明している。(3)

て、第二段階として最終的なNPTが作成され署名されるべきであるという提案を行なっている。 及び最終的なIAEA査察手続が交渉され合意されることとし、これらの交渉が成功裡に完結することを条件とし 第二条の内容をもつ予備的NPTを五年の期間で締結し、その期間内に一層の軍縮措置が交渉され合意されること、 ルーマニア案に似かよったものとして、Ølgaard も、NPTの代替案として、第一段階として条約第一条及び

両国は、メキシコ案の考えに沿って、一九六八年一月一八日の条約案に以下のような新しい第六条を含んでいた。 考え、以前のインド案やスウェーデン案に反対したのと同様の理由で強く反対した。 インドの支持を得たけれども、核兵器国はルーマニア案は核兵器不拡散と核軍縮を直接に結合させるものであると |核軍縮の達成に期限を設定することにより核兵器国の義務を厳格にしようとするルーマニアの考えは、ビルマや 各締約国は、核軍備競争の停止及び軍備縮小に関する効果的な措置について、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下におけ 核軍縮に関する規定を条約本文中に挿入すべきであるという多くの非核兵器国の主張に影響され、米ソ

責任の厳粛な確認を形成している。」と説明し、さらに、「現在の第六条は、核軍備競争を停止させる一層の措置に に向けて迅速に進展するためあらゆることを行なうという条約当事国の決意の表明となるであろう。」と述べ、米(%) 国も、「新しい条項案は、核軍備競争の停止及び核軍縮に関する効果的な措置に向けて努力するという核兵器国の この新しい条項案の意義について、ソ連は、「この条項は多くの代表達の希望を反映しており、軍縮問題の解決

る全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行なうことを約束する。

約前文中に規定されている。

るが、

両者は以下の三点において異なっている。

向けての必要な推進力を提供するという本質的な目的に有益であるし、しかも条約の早期の締結に障害とならない。」(38)

と述べているように、核兵器国はこの新しい第六条を高く評価している。

定すべきであると主張し、新しい第六条に対してもその側面から批判していたが、核兵器国はこの点に関しては以 この時期においても、インド、ルーマニア、ブラジル、スペインなどは、条約の中に核軍縮の直接的な義務を規

かなり妥協的なものとして提案されたメキシコ案に基づいて、新しい条項案が米ソにより示されたのであ

前と同様に絶対反対の意思を表明していた。

第一に、メキシコ案に規定されていた個々の具体的措置は、新しい条項案ではすべて削除されている。米ソ両国

となるだけでなく、条約への合意達成をさらに困難にする。」と説明している。(゚゚゚) くの軍縮の問題に関して、現在諸国家間にかなりの意見の相違があることを考慮しないわけにはいかない。したがっ て条約第六条に何らかの個別的な軍縮問題の解決に関する義務を特定することは、核兵器不拡散条約の交渉の障害 は、条約本文中の軍縮交渉義務に関して具体的措置を規定することに反対している。その理由として、

実験禁止条約を引用し、包括的核実験禁止に向けての努力を要請する条項を前文に含めるよう提案した。この提案 は後の米ソ条約案で採用され、 この点に関し、交渉の最初から包括的核実験禁止の措置を強調していたスウェーデンは、一九六三年の部分的核 現行条約の前文第一〇項となり、具体的な軍縮措置の中で最も重要なものとして条

第二に、メキシコ案においては義務の主体は各核兵器国であり、全面完全軍縮に関する部分以外の具体的措置は

備の縮小の義務を負うという解釈も可能であった。この点に関してもスウェーデンは、この交渉の主要目的をさら すべて核兵器に関わるものであった。しかし新しい第六条においては、義務の主体は各核兵器国でなく各締約国で に明確にするために、「軍備縮小」の前に「核」を加えることを提案した。これは英国による字句の修正の後、三 あり、また核軍備競争の停止及び「軍備縮小」に関する効果的な措置と規定されていたため、非核兵器国が通常軍

争の停止に関して「早期に」という文言を挿入することを提案し、これも受け入れられた。 あり、この点に関してもスウェーデンは、核軍備競争の停止の緊急性をさらに強調すべきであると考え、核軍備競 第三の問題は、メキシコ案に見られた「できるだけ速やかに」という用語が新しい条項案には見られないことで

月三一日の米ソ条約案で受け入れられた。

最終的に確定された条約第六条は以下のように規定している。 各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、 並びに厳重かつ効果的な国際管理の

下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行なうことを約束する。

#### Ē

- (1) DC/PV.75, 4 May 1965, Documents on Disarmament 1965, pp.147-148
- 2 ENDC/PV.223, 12 August 1965, Documents on Disarmament 1965, pp.336-338
- ( ∞ ) *Ibid.*, pp.336–337
- V.C. Trivedi, "Vertical versus Horizontal Proliferation: An Indian View," James E.Dougherty and J.F. Lehman Jr.

- (eds.), Arms Control for the Late Sixties, 1967, p.202
- (15) Hans J. Morgenthau, "A New Foreign Policy for the United States: Basic Issues," Bulletin of the Atomic Scientists, Vo. XXIII, No.1, January 1967, p.11
- (6) Urs Schwarz, "Inhibition through Policy: The Role of the Non-Nuclear-Powers," Alastair Buchan (ed.), A World of Nuclear Powers ? 1966, p.151
- (~) George Bunn, "U.S. Non-Proliferation Policy", James E.Dougherty and J.F.Lehman Jr. (eds.), op. cit., p.153
- (∞) E.L.M.Burns, "Can the Spread of Nuclear Weapons be Stopped?" International Organization, Vol. XIX, No.4, Autumn 1965, p.862
- ( $\circ$ ) DC/77, 10 May 1965, Documents on Disarmament 1965, p.159.
- (2) *Ibid.* p.159.
- 11 No.29, October 1966, pp.10-15. NPTに対するスウェーデンの見解については、 Gertrud Svala, "Sweden's View of the Non-Proliferation Treaty", Columbia Essays in International Law, Vol. II, 1970, pp.94–115. 物熙 Alva Myrdal, "Political Aspects of Non-Proliferation", The Control of Proliferation: Three Views, Adelphi Papers,
- (2) Leonard Beaton, Must the Bomb Spread ? 1966, p.126.
- <u>13</u> Lord Chalfont, "Alternative to Proliferation: Inhibition by Agreement", Alastair Buchan (ed.), op.cit., pp.124-127.
- 14 Achille Albonetti, "The NPT Draft under Scrutiny", Survival, Vol.IX, No.7, July 1967, p.225.
- 15 ENDC/PV.219, 29 July 1965, Documents on Disarmament 1965, pp.288-289
- (a) ENDC/156, 14 September 1965.

- (口) Francesco Cavalletti, "An Italian Proposal of Nuclear Moratorium", James E.Dougherty and J.F.Lehman Jr. (eds.),

18

ENDC/158, 15 September 1965

- 19 ENDC/PV.240, 15 February 1966, Documents on Disarmament 1966, p.16.
- <u>20</u> ENDC/PV.245, 3 March 1966, Documents on Disarmament 1966, p.77
- 21 ENDC/178, 19 August 1966
- 22 A/C. 1/PV.1373, 8 November 1965, Documents on Disarmament 1965, p.520.
- 23 ENDC/PV.245, 3 March 1966, Documents on Disarmament 1966, p.86

ENDC/PV.225, 19 August 1965, Documents on Disarmament 1965, pp.360-361.

24

- 25 ENDC/PV.241, 17 February 1966, Documents on Disarmament 1966, p.36
- U.S. (A/C.1/PV.1355, 18 October 1965, Documents on Disarmament 1965, p.478; ENDC/PV.245, 3 March 1966,

Documents on Disarmament 1966, pp.78-79; ENDC/PV.268, 28 June 1966, Ibid. p.392; A/C.1/PV.1431, 20 October 1966, Ibid. p.668.); U.S.S.R. (A/C.1/PV.1431, 20 October 1966, Ibid. p.658.)

- E.L.M. Burns, op. cit., p.857.
- ENDC/PV.293, 14 March 1967, Documents on Disarmament 1967, p.138
- ENDC/PV.295, 21 March 1967, Documents on Disarmament 1967, p.165
- 30 ENDC/PV.325, 24 August 1967, Documents on Disarmament 1967, pp.345-346.
- ENDC/196, 19 September 1967

39

- 32 ENDC/PV.331, 19 September 1967, Documents on Disarmament 1967, p.400.
- 33 ENDC/199, 19 October 1967
- 34 ENDC/PV.340, 19 October 1967, Documents on Disarmament 1967, p.522
- 35 P.L. Ølgaard, "The Soviet-American Draft Non-Proliferation Treaty: Will It Work?" C.F. Barnaby (ed.), Prevent-
- ENDC/PV.357, 18 January 1968, Documents on Disarmament 1968, p.9.

ing the Spread of Nuclear Weapons, 1969, p.224.

- <u>37</u> 36 ENDC/PV.357, 18 January 1968, Documents on Disarmament 1968, p.15
- 38 ENDC/PV.362, 6 February 1968, Documents on Disarmament 1968, p.38

ENDC/PV 361, 1 February 1968, Documents on Disarmament 1968, p.31

- <u>40</u> ENDC/215, 8 February 1968
- ENDC/PV.369, 22 February 1968, Documents on Disarmament 1968, pp.101-102.

# 第六条の意義

## 核兵器国による評価

NPT第六条は核軍縮の交渉の義務を規定し、この規定により核兵器不拡散と核軍縮の関連が、長い交渉の後に

の成功に依存していると考える。」と述べ、ソ連も、「この条項は意義深くかつ重要なステップである。条約の当 最終的に決定されたわけであるから、第六条の意義を明らかにすることが必要となる。 まず第六条に関して、米国は、「この条約の恒久的な生存可能性は、大部分第六条で予定されている今後の交渉

いる。」と述べているように、核兵器国はNPT全体の中での第六条の重要性を強調している。(~)

事国が引き受けた約束は、当事国に対し、なかんずく核兵器国に対し一定の実際的な行動をとることを義務づけて

軍縮交渉を行なうであろうし、他国も同様の態度を示すであろうと予想している。」と述べ、ソ連も、「ソ連は広汎 な軍縮問題に関し、それに対する建設的な合意を求めつつ交渉を誠実に行なう用意がある。」と述べている。 き続いて、我が政府は第六条及び前文の関連した宣言の精神に従い、一層の熱意と希望をもってかつ迅速に一層の さらに両国は、第六条に従って積極的に核軍縮交渉を行なう決意を表明している。米国は、「本条約の締結に引

体系の両方の制限及び削減に関して、米国とソ連が近い将来に交渉を始めることに合意が達成されたことを明らか 一九六八年七月一日、NPT署名の日にジョンソン米大統領は、攻撃戦略核兵器運搬体系及び弾道ミサイル防禦

他の核軍縮措置の間に決定的な結びつきをうちたてたし、軍縮交渉での進展の現実的な可能性を示している。」と につき極めて近い将来にその履行に合意すべきであることを提案している。Alekseyev も、「この条項は不拡散と ソ連も、同日、軍備競争を停止し軍縮を達成するための緊急の措置に関する覚書を提出し、九項目にわたる措置

分析し、高く評価している。

に義務づけるべきであったと批判している。

条約に参加しない理由の一つとしてこの点を指摘している。

### 〕 第六条への批判

である。

の結合に関するものである。すなわち第六条が核軍縮に関する問題をすべて将来の交渉に委ねたことに対する批判 批判の第一は、条約形成過程においてインド及びスウェーデンなどにより主張されていた核兵器不拡散と核軍縮

(の)のための効果的な方法は核兵器の製造を禁止する義務的な条項を条約中に含むべきことを主張していたし、パナマのための効果的な方法は核兵器の製造を禁止する義務的な条項を条約中に含むべきことを主張していたし、パナマ 及びウガンダも、第六条は核兵器の水平的及び垂直的拡散を停止させるための特定の迅速な行動をとるよう当事国 インドは、核兵器不拡散はいわゆる「垂直的拡散」と「水平的拡散」の両者を同時に防止すべきであること、そ

国は地下核実験停止に合意すべきであったと述べている。 (ユヒ) 減と結合されるべきであると考える。」と主張し、スウェーデン案に近い考えを示していたし、リベリアも核兵器 という大国の法的義務もない。……我々は、不拡散条約が全面的核実験禁止、核兵器製造禁止及び貯蔵の漸進的削 またアルジェリアは、「条約第六条は何らの特定の約束をも含んでおらず、また軍縮のための具体的措置をとる

恒久化することにより自己の利益を促進しようとする超大国の戦略を示しているだけである。」と述べ、インドが と批判し、さらに、「この条約は平和と軍縮に向けての効果的な措置ではない。それは、世界における核の独占を 「核軍縮という目的は、現在の核兵器不拡散条約によって促進されるのではなく、かえって妨げられるであろう。」 核軍縮の措置が核兵器不拡散条約の中に直接規定されない形で条約が採択されたことに対し、インドの Rao は、

兵器国の交渉継続義務に関して行なわれるものである。 第二の批判は、核軍縮措置は不拡散措置とは結合されないという前提を受け入れつつ、将来の核軍縮に関する核

すべきである。」と述べ、第六条の形式を一応受け入れながらも、第六条のあらゆる点を批判している。 期、またそのタイムリミットを規定するよう修正されるべきである。それはまた討議されるべき具体的措置を規定 束をも規定していない。もし核軍縮交渉に入るという真面目な意図があるならば、その条項は交渉が開始される時 ていない。第六条は単なる意図の宣言であり、全面的または部分的軍縮に進むという核兵器国側の何らの明確な約 ウガンダは、「条約はそれが核軍縮に向けての措置として貢献するものでなければならないという条件を満たし

を核兵器国に課しているわけではない。それは何らの制裁をも伴わない不完全な義務である。」と述べ、第六条の ぜなら『誠実に交渉を行なう』という約束は、第二条で非核兵器国が引き受けた義務と対応するような明確な義務 まず意図の宣言に関しては、インドも、「第六条は法的義務を創り出したと言われているが、そうではない。な

「核軍備競争の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置」と極めて抽象的に規定されていることに基因してい 交渉継続義務の性質があいまいであるという主張は、交渉の対象となるべき具体的な措置が規定されておらず、

義務の性質を問題にしている。

性物質の生産停止を挙げていたし、インドは、地下核実験の停止、核運搬手段の生産凍結、核兵器及び運搬手段の

したがって条約成立時における批判もこの点に集中しており、多くの国は地下核実験の禁止と兵器目的核分裂

その後の削減と廃棄を提案していた。

さらに交渉の時期に関しても、核軍備競争の「早期の」停止と規定されているだけであり、交渉の開始の時期や

務は核軍縮を行なう義務とは異なるので、核軍縮をいつまでに行なうかという問題は直接には生じない。 れらすべてを含む核軍縮交渉の進展の問題は、後に述べる再検討会議と深く関わっている。 交渉のタイムリミットに関しても全く具体的な規定を含んでいないことが批判の対象となっていた。交渉継続の義

#### $(\Xi)$ 第六条の法的内容

を規定しているだけであって、法的義務の内容は交渉を行なうことである。いくつかの国際判例から明白であるよ のになるよう行動する義務を含むが、交渉の結果としての合意に達する義務を含むものではない。 (18) は主として、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置について、「誠実に交渉を行なうこと」 交渉の経過及び条約成立時における批判から明らかなように、第六条は核軍縮の義務を課すものではない。 交渉を行なう義務は、単に交渉に入るだけでなく、合意に達する目的をもって、さらに交渉が意味のあるも

Epstein は第六条の義務を以下のように説明している。 言で言えば、余りにも単純化しすぎているかもしれないが、核兵器国の側において「垂直的」拡散(すなわちさらに進ん

だ開発、 彼によれば、核兵器国は、 つのに対し、核軍備競争を停止させ逆行させるという核兵器国の義務はもっとゆっくりと効果をもつものである。 兵器の拡散)を停止することを約束していると言えるだろう。核兵器を取得しないという非核兵器国の義務はすぐに効果をも 蓄積、 配置)を停止する約束と引きかえに、非核兵器国が核兵器の「水平的」拡散(すなわちさらに多くの国への核 期限は明らかではないにしろ、垂直的拡散を防止する義務を負っていることになるが、

「誠実に交渉を行なう義務」から、そのような義務を直接に引き出すことは困難であろう。しかし、核兵器国と非

渉の対象に関し裁量の広い範囲を確保しようとしたからである。したがって第六条の規定から見れば、 挙することに反対したため、交渉義務の内容がさらにあいまいになっていることは否定できない。それは米ソが交 さらに再検討会議のシステムなどを考慮に入れるならば、実際には Epstein の考えに近いものになるであろう。 核兵器国の義務のバランスという側面、及び核兵器不拡散と核軍縮が相互依存関係にあるという側面から考察し、 次に、第六条の規定中には具体的措置は含まれていない。米ソ両国は本文中の交渉義務に関して具体的措置を列 核兵器国が

核貯蔵の削減とそれに続く撤廃、非核兵器地帯の六つの措置が列挙されていた。(※) の縮小に関する効果的な措置」においては、核実験の停止、核兵器の不使用、兵器目的核分裂性物質の生産停止 Cの米ソ両議長国により提出され採択されたENDCの仮議題のうち、「1、核軍備競争の早期の停止及び核軍備 コ案などの交渉の経過に照らしても、また条約の前文などからも明らかであろう。一九六八年八月一五日にEND しかし、第六条の下でどのような具体的な措置が考えられているかは、インド案やスウェーデン案並びにメキシ

いかなる措置について交渉するかは自由に決定できる事柄である。

る重要な措置として、また最優先の問題として。心兵器目的の分裂性物質生産の即時の停止及び核兵器製造の停止 器及びその運搬手段をさらに開発し改良することの防止。心包括的核実験禁止条約の締結 に留意して、以下の措置に関する交渉をENDCが始めるように勧告することを国連総会に要請している。 議じでは、核兵器不拡散の目的達成のためには、水平的及び垂直的拡散の両方の防止措置の採用が必要であること され、「核兵器の拡散防止、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小のための効果的な措置」の問題に関する決 さらに、一九六八年八月から一〇月にかけて開かれた非核兵器国会議では、非核兵器国の主張が決議として表明 核軍縮の分野におけ

成功するかどうかに依存しているだろう。」と予想しているように、核兵器不拡散措置が履行されるためには、核成功するかどうかに依存しているだろう。」と予想しているように、核兵器不拡散措置が履行されるためには、核

について合意すること。山核兵器及びその運搬手段のすべての貯蔵の削減とそれに続く廃棄。

である。さらに核兵器運搬手段の凍結の措置も緊急である。 包括的核実験停止、核軍備の量的競争を停止させるための兵器目的核分裂性物質の生産停止及び核兵器の製造停止 れている核軍縮措置の内容は明らかになる。すなわち、最も重要な措置は、核軍備の質的競争を停止させるための これらの文書及びNPT前文第一〇項及び第一一項、並びに条約交渉過程における発言等から、第六条で予定さ

### 四第六条の重要性

偽りでないことを証明しなければならない。」と述べ、Willrich も、「したがって条約及び一層の水平的拡散を防止(ミミ) び完全性はやがては第六条の規定の下での核兵器国の実行に依存するであろう。」と明確に主張しているし、 中の最も重要な規定は第六条である。基本的な予防のための規定は第一・二条であるが、これらの規定の信頼性及 なっているが、NPT全体の中で第六条が占める重要性は多くの国及び学者により認められている。 するという基本的政策が長く続くかどうかは、たぶん決定的に、核兵器国の間で核軍備競争を管理する努力が将来 競争を逆行させなければならないし、そうすることにより核軍備を削減し最終的には廃棄するという彼らの宣言が Firmage は、「核兵器不拡散という条約目的が成功するか失敗するかという長期的な観点からみた場合、 第六条の法的義務及び具体的内容は極めてあいまいであり、第六条の履行は主として核兵器国に委ねられた形に 「NPTが効果的なものとなるためには、核兵器国は軍備管理の適切な措置を履行することにより軍備 条約の

兵器国の核軍縮措置が不可欠であることが指摘されている。

より述べられている。(26) か否かに依存しており、後者での進展が見られない場合には前者も失敗するであろうという見解がいくらかの国に での義務に従って交渉を開始し、さらに具体的な措置に合意することにより、核軍備競争を停止し核軍縮へと進む さらに第二二回国連総会再開会期においても、核兵器不拡散措置が成功するかどうかは、核兵器国が第六条の下

二超大国のいわゆる『垂直的拡散』を管理するために用いられなければならない。」と説明している。 値は、それによって世界が核兵器の無制限な拡散から数年間の猶予を得るための手段としてであり、その数年間は Firmage は、「基本的な予防のための規定である第一条及び第二条はそれ自身重要なものであるが、その主要な価 るというものであり、とりあえずは核兵器不拡散のための条約を必要とするというものである。この点について 散の成功のためには核軍縮が不可欠となる。NPTの論理の中心は、核軍縮のためには核兵器不拡散が不可欠であ るが、核兵器不拡散という条約の中心問題は核軍縮と相互依存的なものであり、長期的観点に立てば、核兵器不拡 このように、第六条はそれ自体核軍縮義務を規定するものではなく、核兵器国の誠実さに委任した形となってい

# 伍 第六条と再検討会議

二条の義務は条約の効力発生と同時にその内容が実施されるのに対し、第六条の義務は、すでに述べたように、さ 条約全体にわたるものであることは当然であるが、その義務の性質からして最も重要なのは第六条である。 NPT第九条三項は、この条約の運用を検討するための会議の開催を規定している。その際に検討される事項は

履行を監視することが必要となるのである。 まざまなあいまいさを含むものであり、将来において履行されることが期待されているものであるので、

どうかを検証するメカニズムを備えている。これらの規定はNPTと将来の軍縮軍備管理措置とを結びつけている。」(ミュ゙ 述べ、第六条と再検討会議の関連を強調している。 ろう。それゆえ日本は、 向けての一つのステップであるので、条約の運用を定期的にそしてかなり頻繁に再検討することは極めて重要であ と分析しているし、日本も、「NPTはそれ自体目的ではなく、条約締結に続いてとられる一連の軍備管理軍縮に この点に関し、フィンランドは、「再検討会議の制度により、この条約はその目的及び規定が実現されているか 条約のその他の実体的な規定と同じレベルで、再検討条項を常に極めて重要視している。」と

検討会議の制度を高く評価している。 れるならば、NPTの一応の期間である二五年間存在する継続的な交渉の枠組を制度化したと言えよう。」と、再(w) さらに Shaker は、「核兵器の分野において、第六条が再検討会議及び期間に関するNPTの規定と結びつけら

初からそれが核軍縮の進展と結びつけられていたことが明らかである。 より表明された広汎な懸念のゆえである。」と述べており、ここにおいても、 止させ削減するための進展を伴わなければならないという、ENDC及び軍縮委員会(DC)の議論で多くの国に されることになっていた。この規定が挿入された理由の一つとして、米国は、「この種の条約は核貯蔵の増加を停 条約発効の一定期間(空白)の後、条約の運用を検討するために当事国の三分の二の合意により署名国会議 再検討会議という考えは、一九六五年八月一七日の最初の米国条約案にすでに表われていた。そこにおいては、 再検討会議という考えが示された当 が開催

期限と規定されていた。この条項案に対しては、二つの方面からの修正案、すなわち会議の取り扱う範囲を拡大す の運用を検討するために条約署名国の会議を開催すると規定されていた。この条約案においては、条約の期間は無 一九六七年の米ソ同一条約案においては、条約発効の五年後に、条約の目的と規定が遵守されるようにこの条約

ること、及び会議の開催を定期的にすることについて提案が出された。 第一点について、英国は、軍縮に関する前文の意図の宣言は第六条よりも広汎であるので、再検討すべき範囲と

して「前文の目的」をも追加するよう主張した。その提案は、アラブ連合、スウェーデン及びカナダに支持され、

数の要請により五年毎に再検討会議を開くことができるという提案を示し、この提案が条約案の中に採り入れられ 必ず会議を開催すべきであるという内容の提案を行なった。他方スウェーデンは、最初の会議の後は署名国の過半 議を開く可能性に関して提案が出された。まずルーマニア、イタリア及びスペインはそれぞれ、五年毎に定期的に(ミヌ) (ヌ) (ヌ) 米ソ条約案にも採り入れられた。 第二点として、米ソ条約案は条約発効の五年後に一度だけ会議を開くことを規定していたが、さらに定期的に会

国の過半数の議決で条約を無期限とするか一定の期間延長するかを決定するものと変更された。 核兵器国の当初の条約案によれば、無期限の条約において条約の効力発生の五年後に一度だけ再検討会議を開催 さらに条約の期限に関しても、非核兵器国の主張により、とりあえず二五年とし、その時に会議を開催し、 た。

することになっており、それは極めて限られた意味しかもっていなかった。そして核兵器国は再検討会議の定期的

開催には極めて消極的であった。

の

であると期待していた。

極めて有意義なことである。そしてまた、条約成立時において、多くの非核兵器国は、再検討会議の制度により、 与えられた。このことは、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスを将来にわたって徐々に確保していくためにも 彼らの条約への参加が必ずしも彼らを永久に不利な立場に固定するものではなく、彼らの主張が実現されていくも 非核兵器国が核兵器国に対し核軍縮に向けての進展を強く要望し、その進展状況をチェックできる機会をより多く 加を全面的に検討しうる場を設けることに非核兵器国は積極的な役割を果たした。それは、 条約の効力発生後にどのように実施されていくかが、非核兵器国の最大の関心事であった。これらの修正により、 義務と第六条の義務の性質の違いによるところが大きい。すなわち、核軍縮に関し「誠実に交渉を行なう義務」 再検討会議の定期的開催の可能性を挿入し、 条約の期間を無期限のものから二五年とし、その時期に条約への参 NPTの第一・二条の

#### 註

- 1 A/C.I/PV.1556, 26 April 1968, para.71.
- 2 A/C.I/PV.1556, 26 April 1968, para.113

A/C.I/PV.1556, 26 April 1968, para.73

3

- A/C.I/PV.1556, 26 April 1968, para.113
- 4

(σ) Remarks by President Johnson on the Signing of the Nonproliferation Treaty, 1 July 1968, *Documents on Disarma*-

ment 1968, p.460

- (6) Memorandum of the Soviet Government Concerning Urgent Measures to Stop the Arms Race and Achieve Disarmament, 1 July 1968; A/7134, 8 July 1968, Documents on Disarmament 1968, pp.466-670

(~) A. Alekseyev, "Non-Proliferation Talks", International Affairs (Moscow), May 1968, p.21

- (∞) A/C.I/PV.1567, 14 May 1968, paras.107 and 111
- (Φ) A/C.I/PV.1575, 28 May 1968, para.55.
- (\(\perp)\) A/C.I/PV.1566, 13 May 1968, para.44.
- 11 A/C.I/PV.1571, 20 May 1968, paras.72-73.
- (2) A/C.I/PV.1568, 15 May 1968, para.15.
- (😩) R. Jaganmohana Rao, "The Treaty on Non-Proliferation of Nuclear Weapons : A Critical Appraisal", Eastern Journal of International Law, Vol. II, No.3, October 1970, p.196.
- (4) R. Jaganmohan Rao, "India and the Treaty on Non-Prolifeation of Nuclear Weapons", Eastern Journal of Internation al Law, Vol. III, No.3, October 1971, p.238; R. Jaganmohan Rao, "India and the NPT", International Law Report, Vol.3, No.1, October 1972, p.224
- (5) A/C.I/PV.1566, 13 May 1968, para.46. 同様の見解として、Dahomey,A/C.I/PV.1568, 15 May 1968, para.111; Ethiopia, A/C.I/PV.1561, 6 May 1968, para.45. 参照5
- (£) Cyprus, A/C.I/PV.1576, 29 May 1968, paras.56-67; Pakistan, A/C.I/PV.1566, 13 May 1968, para.173; Nepal, A/C.I/PV.1559, 2 May 1968, paras.45 and 52.
- (\(\Gamma\)) A/C.I/PV.1567, 14 May 1968, para.120.

- 1931, p.116; International Court of Justice, North Sea Continental Shelf Cases, 1969, p.48. Cour Permanente de Justice Internationale, Série A/B, No.42, Trafic Ferroviaire entre La Lithuanie et La Pologne
- <u>19</u>
- William Epstein, The Last Chance: Nuclear Proliferation and Arms Control, 1976, p.183
- 20 ENDC/PV.390, 15 August 1968, Documents on Disarmament 1968, pp.583-584
- 22 21 Edwin Brown Firmage, "The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons", American Journal of Internation A/CONF.35/10, 10 October 1968, Documents on Disarmament 1968, pp.674-675

al Law, Vol.63, No.4, October 1969, p.732

- 23 No.4, Autumn 1969, p.807 E.L.M.Burns, "The Nonproliferation Treaty: Its Negotiation and Prospects," International Organization, Vol. XXIII
- $\widehat{\underline{24}}$ Mason Willrich, Non-Proliferation Treaty: Framework for Nuclear Arms Control, 1969, pp.160-161
- <u>25</u> Vol. XII, No.5, May 1970, p.161 Spread of Nuclear Weapons, 1969, pp.194-195 and 201; Frank Barnaby, "Limits on the Nuclear Club", Survival, W.A. Higinbotham and Jo Pomerance, "Non-Proliferation and the Arms Race", C.F. Barnaby (ed.) , Preventing the
- (%) United Kingdom, A/C.I/PV.1558, 1 May 1968, para.9; Finland, A/C.I/PV.1559, 2 May 1968, para.14; Japan. A/C.I/PV.1565, 10 May 1968, para.70; New Zealand, A/C.I/PV.1567, 14 May 1968, para. 40
- 27 Edwin Brown Firmage, op. cit., p.746
- 28 A/C.I/PV.1559, 2 May 1968, paras.11-12
- A/C.I/PV.1565, 10 May 1968, para.86. 同様の見解として、 New Zealand, A/C.I/PV.1567, 14 May 1968, para.40;

# Canada, A/C.I/PV.1557, 30 April 1968, para.12

- 30 Mohamed I. Shaker, The Nuclear Non-Proliferation Treaty: Origin and Implementation 1959-1979, 1980, p.647
- 31 ENDC/PV.224, 17 August 1965, Documents on Disarmament 1965, p.353
- 32 ENDC/203, 22 November 1967
- 33 ENDC/199, 19 October 1967; ENDC/223, 8 March 1968.
- 34 ENDC/218, 20 February 1968 ENDC/219, 27 February 1968

35

ENDC/215, 8 February 1968

# 第六条の履行の再検討

第一回NPT再検討会議

るために開催されたこの会議においても、核兵器国と非核兵器国との間に鋭い対立が見られた。この対立は条約の NPT第八条三項の規定に従い、第一回NPT再検討会議が一九七五年五月に開催された。条約の運用を検討す

多くの条項にわたるものであったが、最も鋭い対立が見られたのは第六条の履行に関してであった。

であった。

## (a) 第六条の履行の評価

第六条の履行に貢献する正しい方向への措置であることを認める。……会議は特に、 渉で最近達成された進歩を歓迎する。……」と規定しており、その後提出された米国の作業文書もほぼ同様の内容 年間に締結された多数国間及び二国間の軍備制限及び軍縮に関するさまざまな協定を歓迎し、これらの国際文書が 目を見なかったであろう。」と述べているように、米ソ両国は第六条が十分に履行されていると強く主張していた。 それは第六条が履行された範囲を明確に示している発展である。NPTがなければこれらの協定の多くは多分日の 交渉を行ない、NPT締結以前の冷戦の時代には考えられなかったような成果を獲得したことの十分な証拠である。 海底核兵器禁止条約、生物兵器禁止条約及びSALTI協定にふれつつ、「これらの協定は、条約当事国が誠実に 過去五年間にとられた行動は、 一年のSALT協定を強調し、さらにウラジオストック合意にふれつつ、「戦略兵器の制限に関する合意を追求しつつ ソ連の見解を代表するものとしてチェコスロヴァキア及びハンガリーが提出した作業文書は、「会議は、 まず第一に、 第六条が履行されたのかどうかについての評価の問題がある。 第六条の要件に十分合致するものであると米国は考えている。」と述べ、ソ連も、 核兵器国である米国は、 戦略核兵器の制限における交 特に一九七 過去数

数の大幅な増大が世界の不安定さを悪化させている。」と述べ、オランダも、「オランダ代表は、他の多くの国と同 されていない。 は、「大多数の国の見解によれば、 これに反して、ほとんどすべての非核兵器国は第六条の規定は履行されていないと考えた。たとえばルーマニア 過去五年間に核軍備競争のペースは速くなったし、 核軍備競争の停止及び核軍縮に関する交渉についての第六条の規定はまだ履行 核兵器は一つも廃棄されていないし、

様に、軍備制限及び軍縮に向けての進歩は失望させるものであると感じている。」と評価している。(?)

定は我々を納得させるものではない。(\*) をたずねてみることである。これらの三つの質問に対する答えは明らかにノーである。今まで交渉された限定的で周辺的な協 間に核兵器実験の大幅な減少があったかどうか、そして核兵器の一層の改善と精巧化に対する何らかの停止があったかどうか これらの非核兵器国が第六条の履行を判断する際の基準として、ニュージーランドは以下のように述べている。 進歩があったかどうかの最も妥当なテストは、存在する核兵器の数が一九七〇年よりも少なくなっているかどうか、その期

いないことを意味している。」と、具体的に批判している。 ことを許しているし、包括的地下核実験に合意できなかったことは、超大国がまだ質的競争を放棄する決心をして 期待されたものからほど遠い。SALT協定は、前もって定められた目的が達成されるまで核軍備競争が継続する 履行とはどういう状況を指すと考えていたかが理解できる。同様の立場からエジプトは、「今まで達成された成果は このニュージーランドの見解は多くの非核兵器国の考えを代表するものであり、ここから非核兵器国が第六条の

いて、締約国である非核兵器国の満足するような成果を挙げていない。(エイ) 意しているが、一般演説で示された非核兵器国の大多数の一般的な見解によれば、核兵器国は真の核軍縮に向けての努力にお また、再検討会議の議長である Thorsson は、一般演説のしめくくりとして以下のように評価している。 締約国である非核兵器国が核兵器を所有するようにはなっていないという点でNPTは成功であったことにすべての国は合

検討会議が失敗であった最も明白な理由として、主要な核兵器国が彼らの義務を履行しなかったことを指摘して このように、非核兵器国は、核兵器国が第六条を履行していないことを強く主張していたが、 Epstein は、再 とを約束する。

告することを約束する。

#### (b) 追加議定書案

提出した。それらの中心部分は以下の通りである。 非核兵器国は第六条の履行に関して極めて批判的であり、 そのような評価に従って二つの追加議定書案を会議に

### 追加議定書案 I

第一条 それらの国(米英ソ)は、条約当事国の数が一○○に達するや否や、一○年間すべての地下核兵器実験の停止を布

それらの国はまた、さらに五カ国が当事国となるごとに、前条で予定されているモラトリアムを三年間延長するこ

の締結によるすべての核兵器実験の永久的停止へと変形することを約束する。

それらの国は、他の核兵器国が当該条約の当事国となる意思を表明するや否や、そのモラトリアムを多数国間条約

を行なうという条約第六条の下で引き受けた義務を再確認する。 一条(それらの政府(米ソ)は、「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき誠実に交渉」

それらの国は、条約当事国の数が一〇〇に達するや否や、匈ウラジオストック合意により両国に対して予定されて

る。

できる一三二〇の戦略弾道ミサイルの上限を同様に五〇%削減すること、を約束する。

いる二四○○の核戦略運搬手段の上限を五○%削減すること、心その合意により両国が複数独立目標弾頭(MIRV)で装備

第三条 それらの国はまた、そのような削減が行なわれた後、さらに一○ヵ国が条約の当事国となるごとに、一二○○の核戦

略運搬手段及び六六○の複数独立目標弾頭(MIRV)を装備できる戦略弾道ミサイルの上限を一○%削減することを約束す

務の受諾しうるバランスをうちたてることであると、メキシコ代表が明らかにしている。つまりこれらの議定書 な点において鋭い意見の対立が存在した。それはすでに述べたように、第六条の履行の評価の相違にも基づいて したがってこの議定書案に関しては、核兵器国及び一部の非核兵器国と、多くの非核兵器国との間にはさまざま のバランスを確保するために、核兵器国が核軍縮措置を具体的に実施するようせまるものである。 入を促進することであり、さらに総会決議 2028(XX)に従って、核兵器国と非核兵器国の相互の責任及び義 これらの追加議定書案が提出されたその目的は、条約を強化すること及び言葉ではなく行動によって普遍的な加 の目的は、第六条の規定が核兵器国により履行されていないという判断に基づき、核兵器国と非核兵器国の義務

手続的なものであった。 いる。まず手続的な側面での議論を検討し、次に内容に関する議論を検討するが、再検討会議での議論の中心は

連は、「条約に対するいかなる追加議定書も採択することはできない。なぜならそれは不可避的に条約の改正の 手続的議論は、上述のような内容をもつ追加議定書案は再検討会議に提出できるか否かに関するものである。ソ

果をもつからである。」と主張しており、その見解をさらに詳しく説明したものとして、ブルガリアの以下の発言(エラ)

がある。

定からして会議に提出しえないし、それらは政治的にみて非現実的なものである。さらにそれらは条約第八条一項に規定され 約を改正するよう求められていないので、そうすることは条約を弱めるであろう。……法的にみて、追加議定書案は条約の規 多くの国により提出された追加議定書案は条約の改正よりもさらに遠大な措置と約束を提案しているが、この会議は現行条

た改正の手続にも一致していない。それらの提案国は彼らが条約の枠組を越えていることを知っているようである。なぜなら

またドイツ民主共和国も以下のように主張している。

彼らは寄託国政府による新しい義務の批准を提案しているからである。(16)

議の目的は条約の運用を検討することであって、新しい条約を作り出すことではない。(タイン) にならない――我々はそれに強く反対するが――と考えたとしても、それらは新しい条約を作り出すことになるであろう。会 条一、二項に規定されている条約改正手続を無視することはできない。たとえ追加議定書の提案国が追加議定書が条約の改正 である。これは条約規定の根本的な修正であり、この会議はそのようなことを行なう権限をもっていない。さらに会議は第八 提案されている追加議定書は、第六条に規定されているすべての当事国に対する義務を二、三の国のみの義務に変えるもの

催と必要な議決及び必要な批准書の数など詳細な手続が第八条一項及び二項で規定されている。(※) 議しえないことである。再検討会議に関する事項は第八条三項に規定され、改正に関しては、その提案、会議の開 これらの手続的な側面からの批判は、追加議定書は条約の改正になること、及び条約の改正は再検討会議では審

これらの批判に対して、追加議定書案提案国は、それらは条約の改正ではなく、条約の履行を確保するものであ

この文言は尊重されなければならない。」と述べ、さらに直接的に、「提案されている追加議定書は、締約国に新し(%) い義務を課すものではなく、条約規定の履行を達成するだけのものである。」と明確に述べている。 確保するために共通の措置がとられるべきである。交渉のための厳格なタイムテーブルを提案する意図はない。し ……条約は改正によって強化されるとは考えていない。むしろ当事国である核兵器国と非核兵器国の義務の履行を メキシコも、「メキシコ及びその他の代表により提出された追加議定書案は、条約の改正を求めているのではない。 ある条約規定をもっと効果的にすることのみを求めていることが強調されなければならない。」と反論しているし、 をもっていない。追加議定書案は条約の改正を決して求めていないのであって、条約を強化し補完することそして たとえばガーナは、「議定書案Ⅱ及びⅡにおける九ヵ国の提案は、条約に存在するギャップをうめる以外の目的 締約国は第六条において核軍備競争の『早期の』停止に関して交渉を行なうことを約束しているのであり、

基づいている。再検討会議に対する非核兵器国の考えとして、ルーマニアは以下のように述べている。 その任務を果たしたことにはならない。したがって会議はそのような措置を採択し、当事国に対しそれに従って行動するよう 討すべきである。会議は、条約の運用における欠陥を取り除くためにどのような措置が必要であるかを検討することなしには 行されどの規定が履行されていないかを決定するだけでなく、前文の目的及び条約の規定が実現されるための方法と手段を検 会議は第一に条約の運用を検討し、次に前文の目的及び条約の規定が実現されるようにすべきである。会議はどの規定が履

これらの見解の大きな相違は、再検討会議に対する考え方の相違、さらにはNPT自体に対する考え方の相違に

要求する権限をもっている。

うかを決定することであるが、そのような検討から生じるギャップをうめ不十分さを矯正するために一定の措置を メキシコも同様に、再検討会議の任務に関して、「会議の任務は核兵器不拡散条約の規定が尊重されているかど

採択することは、その任務の本質的なコロラリーである。」と述べている。

これに関連するもう一つの対立点は、NPT自体の理解の相違から生じている。

追加議定書案に反対する国々は、NPTはすでに核兵器国と非核兵器国との間に義務のバランスをうちたててお

らにその前提として、第六条の義務の主体は核兵器国のみではなくすべての国であることを強調している。たとえ 追加議定書案のように核兵器国のみに義務を課すのはそのバランスを変える効果をもつと主張しているし、さ

ばチェコスロヴァキアとハンガリーが提出した作業文書は、すべての国の努力を要請している。(※) )かしこのような解釈は、第六条の形成過程からは明らかに否定される。たしかに第六条の規定の主語は「各締

問題、 器国と同じ責任をもつという考えには賛成できない。核軍備競争がこの条項の主要な焦点である。そう解釈しない ここにおいては核兵器国の義務が規定されているのである。イランが、「第六条の履行に際して非核兵器国が核兵 約国」であり、全面完全軍縮という究極の目標に関する限りすべての国の義務が問題となるが、第六条の中心的な すなわち核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小は、「核」軍備に関するものであることは明らかであり、

非核兵器国が望んでいるのは、 上述の見解への反論として、スイスは、「追加議定書は条約のバランスを損うだろうと主張されている。 法的拘束力をもつ文書によって条約を改正することにより、条約に規定された権利 しか

と条約の不均衡をもたらす。」と述べているのは正当である。

義務のバランスをまさにうちたてることなのである。」と主張している。

ての第一歩にすぎないと考えていたことにも明確に示されている。 応して、核兵器国が第六条の義務に従って核軍縮を行なうことによって、核兵器国と非核兵器国の間の義務のバラ ンスが確保されると考えていた。このことは、多くの非核兵器国がNPTはそれ自体目的ではなく、核軍縮に向け このように多くの非核兵器国は、非核兵器国が不拡散の義務をすでに引き受けその義務を遵守していることに対

う問題の前提となる核兵器国と非核兵器国の区別にも反対している。 を受諾していない少数の国との間に存在するだけである。」と述べ、核兵器国と非核兵器国の義務のパランスとい 除くことに関心を示しているが、実際に存在する唯一の差異は、条約から生じる義務を受諾した大多数の国とそれ 他方、ソ連は、「ある代表達は締約国である核兵器国と非核兵器国との間の不平等があると主張し、それを取り

のであって、核兵器国が核軍縮を行なうことにより両者の間の義務のバランスが達成されるので、現在のNPT体 これは、NPT体制それ自体に関わる重要な問題であり、NPT体制に関する核兵器国と非核兵器国の対立であ 核兵器国は彼らにとって極めて有利で、また核兵器国による世界的な支配の一手段と考えられるこのNPT体 現状のままで維持しようとするのに対し、非核兵器国は、NPT体制は核軍縮に向けての第一歩にすぎない

もタイムテーブルが示されていることを批判している。(ヨ) スに対する人為的なデッドラインあるいは非現実的な数学的方式を受け入れることはできない。」と主張し、ソ連(3) がNPTの当事国の数に依存させられていることに対するものがある。米国は、「我が政府は、この重大なプロセ 次に、追加議定書案の内容に関する批判として、まず核兵器国の核軍縮措置がタイムテーブルを設定され、それ

制を改善する必要を強く感じている。

第三に、

戦略兵器に関する提案については、米ソとも、この交渉は二国間の交渉であって、第三国がこれ

に関し

象が当事国の数であったことにあるのではなく、その対象がいかなるものであれ核軍縮の交渉にタイムリミットを と結びつけたものである。 追加議定書案の本質は、 その手段として条約の普遍性という側面をもちだし、NPT当事国の数の増加を核軍縮 核兵器国が反対しているのは核軍縮を当事国の数と結合させたこと、 すなわち結合の対

設定することに反対しているのである。 核兵器国自身も、 条約の普遍性の確保という点をしばしば強調しており、 核兵器国にとってもそのことは極めて

有益なことである。

を批判し、 とを指摘し、米国の伝統的な立場としてモラトリアム方式に対する反対を表明している。(33) それがまず解決されなければならないこと、さらに平和目的核爆発の取り扱いについてもまだ問題が残っているこ している。米国は主として、検証の側面からこの問題を検討し、検証問題がまだ解決されていない段階であるので(ポ) 次に、 包括的核実験停止に関する提案については、 核実験を停止する協定は他の核兵器国すなわちフランスと中国をも含むものでなければならないと主張 ソ連は主として、それが米英ソ三国にのみ向けられている点

渉はNPT体制とは全く別個に、核兵器国のイニシアティヴによって行なっているものであるから、 根底にある考え方は、NPT体制はそれ自身条約の発効と共にすでに確立されたものであり、 て提案を出すようなことはこの二国間交渉への不当な介入であると強く非難している。これらの核兵器国の反論の 核軍縮交渉は核兵器国だけの問題ではなく、第六条の履行の問題としてすべての条約当事国に関わるものであると の交渉についていかなる提案を行なう権限ももたないというものである。 他方、多くの非核兵器国は、 それ以後の核軍縮交 他の国々はそ 核兵器国の

考えている。特に、非核兵器国の義務は条約の発効と同時に確定され、非核兵器国はその義務を遵守しているので を生み出す義務に関して、非核兵器国も当然に意見を述べる権限をもつと考えている。 あるから、第六条の義務、すなわち核兵器国の核軍縮交渉の義務あるいは一定の期間の後に交渉を妥結させて条約

議の任務はまず第一に、その条項を履行し、第六条に従った核兵器国の義務をもっと詳細な用語で述べることであ ら、非核兵器国の提案に基づいてもっと実質的な議論が行なわれるべきであった。 これに関して Lodgaard は、「会 履行されていないとすれば、どういう方法で履行されるべきであるかという提案が当然に必要となるわけであるか 約の正式の改正に至らないあらゆる措置をとることができると考えられる。特に、第六条の履行に関しては、 して仮りの承認をうることができるようなフォーラムを少なくとも提供するであろう。」と述べているように、条 ものであり、非核兵器国の主張の方が正しいと考えられる。また再検討会議は、条約改正の規定が別に存在するの で、改正を行なうことはできないが、 Willrich が、「その会議は、当事国が条約に対する改正を提案し、 しかし実際には、再検討会議において、米ソ等の核兵器国はこれらの追加議定書案に対する何らの対案をも提出 条約の形成過程及び第六条の意義などから判断すると、NPTは第六条を含めた全体としてして理解されるべき その結果として条約への一層の加入をたやすくすることである。」と主張している。

た Thorsson が準備した最終宣言案に一応のコンセンサスが得られた。しかしこの最終宣言は両国家群の鋭い対立 再検討会議は、核兵器国と非核兵器国の鋭い対立のゆえに最終宣言に合意することができなかったが、議長であっ

それらを審議することを拒否した。したがって、再検討会議は核軍縮の問題に関して何ら積極的な役割を果

たすことはできなかった。

審議は全く行なわれなかった。

されている。この解釈宣言には、 を回避するため極めて妥協的な、 最終宣言の内容と矛盾するようなものも含まれている。 非核兵器国が提出した追加議定書案はもちろん含まれているし、 内容の薄いものであり、この最終宣言には非常に多くの国による解釈宣言が付属 核兵器国による

#### c 再検討会議の評価

鋭い対立を浮きぼりにし、形式的には最終宣言を採択したものの、核軍縮の進展に向けての有意義な機会とはなら なかった。 して、多くのことを期待していたにもかかわらず、核兵器国の対応は極めて冷淡であり、核軍縮に関する具体的な 一九七五年の第一回NPT再検討会議は、上述のように、特に第六条の履行をめぐって核兵器国と非核兵器国の また多くの非核兵器国はこの会議に対し、核軍縮のための具体的措置を核兵器国にせまる絶好の機会と

理的な要求にそれほど無頓着でありえたことは全く信じ難いことである。」と述べ、会議の失敗を説明している。 利益を得ている核兵器国が、条約の下での彼ら自身の約束を履行しなかったこと、及び非核兵器国からの正当で合 極めて厳しい評価を下しており、具体的に核兵器国の態度について、「NPTの継続によって非核兵器国よりも大きな 討会議はNPTを強化することとはほど遠く、この条約の受諾可能性をさらにむしばむのに役立っただけである。」と、 ただ核兵器国と非核兵器国の間の対立が極めて大きいものであることを明らかにしただけであることを指摘してい る対立の領域を大きく浮かび上がらせるという任務を行なった。」と述べ、再検討会議が本来の任務を遂行せず、 この再検討会議について、Epstein は、「NPT再検討会議は……失望させるものであり、失敗であった。再検 さらに Mahwah も、「再検討会議は達成することを要求されていない任務、すなわち核兵器国と非核兵器国の間にあ

会議として取り扱った。」と述べ、核兵器国の責任に言及している。 もっていたが、超大国はこの機会を利用するのに失敗した。むしろ彼らはこの会議を非核兵器国に対する敵対的な 同様に Unger も、「この会議において、超大国は非核兵器国に対しその地位にとどまるよう説得できる機会を

ず、この会議は核軍縮に対する何らの積極的要因となることもなく失敗に終った。 突し、核兵器国は彼らの立場を全く譲らなかった。」と分析し、核兵器国と非核兵器国の対立及び再検討会議の実(೪) 質的失敗に言及している。これらの学者の見解からも明らかであるように、非核兵器国の大きな期待にもかかわら たのは、ただそれを作成した議長に敬意を払っていたからである。これらの国家の主張は核兵器国の主張と常に衝 Fischerも、「NPT再検討会議はあやうく失敗するところであり、開発途上非核兵器国が最終宣言を受け入れ

# 〕 第二回NPT再検討会議

因であった。 最終文書のその他の部分も合意されたであろう」と述べているように、第六条の履行に関する対立がその最大の原 点で核兵器国と非核兵器国の見解は対立していたが、 Epstein が、「もし核軍縮に関して合意が達成されていたら、 敗という事態は避けることができたが、第二回再検討会議は、いかなる実質的な文書の採択にも失敗した。多くの られた。第一回再検討会議は議長の提案として出された最終宣言に一応のコンセンサスが得られ、会議の明白な失 一九八〇年八月から九月にかけて開催された第二回NPT再検討会議においても、第六条に関して鋭い対立が見

この会議は、SALTⅡ条約が署名されたにもかかわらず米国の批准が得られないことが明らかになり、 包括的

れたものであり、さらに米ソ間の全般的関係が悪化し、核軍備競争が一層強化されつつある時期に開かれた。 核実験に関する交渉も条約締結に至らず、ヨーロッパでの新しい核配備の問題が生じてきているという状況で開か

### (a) 第六条の履行の評価

第六条の履行に関しては、全体的には極めて消極的な評価しか与えられなかった。まず第一の見解としてスウェ

デンは以下のような文書を提出している。

の効果もなかった。条約の履行に関する最も重大な問題は、 間に核軍縮に関する効果的な措置は達成されていないので、早期に成果を達成するという第六条の下での義務は履行されてい 条約は核兵器がさらに多くの国へ拡散することを防止する上で重大な貢献をなしているが、それは核軍備競争にはほとんど何 核軍縮が行なわれなかったことである。 条約の署名以来一二年間の

同様に七七ヵ国グループも以下のような文書を提出した。

第六条の再検討において、七七ヵ国グループは、この条項は履行されていないし、

大部分死文化しているという結論に達し

備の縮小に関する何らの効果的な措置もとられていない。核軍備競争は停止するどころか強化されている。(3) ある限定的な協定が核兵器不拡散条約の発効以来達成されていることは知っているが、核軍備競争の早期の停止及び核軍

このように極めて多くの非核兵器国、特に非同盟諸国は、 第六条は全く履行されておらず、逆に核軍備競争がさ

らに激しくなっているという評価を下している。

第二の見解は、第六条の履行に関して一定の成果があったことを評価しながらも、 それらの成果は第六条の履行

としては不十分であるとするもので、カナダの文書は、「会議は、第一回再検討会議以来第六条の目的達成に向け

らず、第六条の履行として不十分であると評価している。日本の評価も同様である。 に核軍備競争が引き続き行なわれていることに重大な危惧を表明する。」と規定しており、 回再検討会議以来条約第六条の履行を目指した軍備制限及び軍縮の分野での努力を歓迎しながらも、軍備競争、特 核軍備競争の勢いが継続していることを残念に思う。」と規定し、ハンガリー・ポーランド提案も、「会議は、第 てとられた措置を歓迎する。しかし会議は、もっと急速で広汎な進展が見られなかったこと、及び軍備競争、 一定の進展にもかかわ

いくらかの代表の見解には同意できない。」と反論している。(紫) 進展に対し他の国家が表明した危惧及び不満に同意するが、第一回再検討会議以来何らの進展も見られないという ロッパでも一定の軍縮努力を行なっていることを述べ、「米国は、核軍備管理軍縮の分野における緩慢で限られた の準備に向けて大きな進展が見られたこと、トラテロルコ条約に関して米国は重要な措置をとったこと、さらにヨー 第三に、核兵器国による評価であるが、まず米国は、SALTⅡ条約の重要性を強調し、 包括的核実験禁止条約

第一回再検討会議以来軍備競争の制限のある側面で進展がみられたと結論している。 渉の提案などを列挙し、軍備制限及び軍縮の交渉に関する状況は失望させるものであるという見解に同意しつつも、 地下核実験条約の署名、SALTⅡの署名、フランス及び英国との核戦争防止協定の締結、ヨーロッパでの軍縮交 ソ連も、環境兵器禁止条約の発効、包括的核実験禁止条約の交渉の進展、地下核実験制限条約の遵守と平和目的

ほんの少しだけれども成果はあったと評価するかの違いが存在するだけである。 かったということについては一般的な合意がある。ただ第六条の履行に関して全く成果がなかったと評価するのか、 これらの各国の見解から明らかなように、国際情勢の悪化とともに、核軍縮に向けての進展はほとんど見られな

## (b) 核軍縮措置の検討

として、すべての国は一致して第一回国連軍縮特別総会の最終文書第五○項に注目している。 の質的な凍結、 議においてはそのような強い要求は出されなかった。非核兵器国の主張は主として交渉開始のための手続的な要求 回の会議においては、 第六条の履行すなわち核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に向けての効果的な措置に関する指針 量的な凍結及び削減のためのプログラムについて規定している。(5) 非同盟非核兵器国を中心として核軍縮に関する追加議定書案が提出されたが、 それは、 核兵器体系 今回 Iの会

会議最終宣言、 T第六条の下での核兵器国の義務の履行の一つとして、この包括的核実験禁止措置が極めて重要であることは、 いて包括的核実験禁止条約を締結する重要性を強調していた。 おいても、 九六三年の部分的核実験禁止条約の前文及びそれに言及しているNPT前文第一〇項、 まず核軍備の質的凍結の措置として最も重要で緊急なものは、 すべての提案が包括的核実験禁止条約の重要性を主張していたし、ほとんどすべての国はその発言にお 並びに第一回国連軍縮特別総会最終文書第五一項に明白に示されている。また第二回再検討会議に 包括的核実験禁止(CTB)の措置である。 さらに第一回NPT再検討 N P

とに三国は合意した。さらに検証に関して、地震データの国際交換、専門家委員会及び現地査察に関する規定を含 あらゆる核兵器実験を禁止すること、及び条約の不可分の一部となる平和目的核爆発に関する議定書を付属するこ D)に提出された報告書は、三国の交渉において大幅な進展があったと述べている。条約はあらゆる環境における 行なわれてきた交渉において、この問題は大きく進展したと主張している。一九八〇年七月三〇日に軍縮委員会(C 核兵器国自身も包括的核実験禁止の重要性を一応は認識しており、 特に一九七七年以降米英ソ三国の間で

むことになっているが、現地査察が実施される手続に関してはまだ合意が達せられていない。そして報告書は、 しい成果にもかかわらず、実質的な作業を必要とする重要な領域がまだ残されていると述べている。

厳しく非難している。 それほど重大で複雑な作業を必要とする困難なプロセスとまだ見なされなければならないのか理解できない。」と、 三年の間なら適切なものであっただろうが、二〇年以上の交渉の後では全く時代錯誤のものに思える。なぜ検証が ことを残念に思う。」と批判的である。メキシコも、特に検証に関連して、「三国の報告書は、軍縮交渉の最初の二、 この問題に関する二五年間の努力という背景に照らした時、そのペースは国際社会の期待からは程遠いものである 情報を含んでいない。」と消極的な評価を下しているし、七七ヵ国グループも、その報告書に注目しつつも、「特に「舒」 が、スウェーデンは、「その報告書は、以前の報告書よりも詳細であるが、三国交渉の実際の状況に関する十分な この報告書の評価に関して、三核兵器国とともに一定の国々は大幅な進展が見られたと積極的に位置づけている

であると主張しており、たとえば米国は、「前進するための最善の方法は、三国の交渉によると考えている。」と述 平行して行なわれることを期待し、この二つの交渉は相互に補完し合い勇気づけ合うものであると考えていた。 善の形は軍縮委員会(CD)の中にアドホック作業部会を設置することであると主張し、米英ソに対しそのような う側面に重点が移っていった。スウェーデン及び七七ヵ国グループは、包括的核実験禁止の具体的交渉のための最 作業部会の設置に賛成するよう強く要請していた。これらの国は、米英ソ三国の交渉と軍縮委員会における交渉が このような意見の対立が見られたが、この問題は具体的には、どの機関において審議及び交渉されるべきかとい これに対して、米英ソ三国はこの問題を軍縮委員会で審議することを好まず、彼らの間でのみ交渉を続けるべき

べ、ソ連も、「ソ連、英国、米国の間の三国交渉が核実験禁止問題に対する最善のアプローチであると考えている。」(57) も交えたフォーラムで行なうべきかについて、鋭い意見の対立が見られた。 と主張していた。このように、包括的核実験禁止の交渉を核兵器国のみで行なうか、あるいは一定の非核兵器国を

ならないという根拠から、モラトリアムには絶対反対の立場をとっていた。(5) モラトリアムを実施するよう主張していたが、米国は、包括的核実験禁止条約は十分な検証措置に基づかなければ(55) また非核兵器国は、包括的核実験禁止条約が締結されるまで、米英ソ三国は一方的もしくは三国による核実験の

批准されるまでの条約の地位、さらにはSALTⅢへの進展に関するものであった。 かった。そのためこの会議における議論はSALTⅡの内容に関するものではなく、SALTⅡの早期の批准及び SALTⅡ条約は一九七九年六月一八日に署名されたが、この会議の時期には米国での批准手続は行なわれていな 次に、核軍備競争の量的側面からの規制については、SALTⅡ条約が再検討会議における議論の中心であった。

る軍事費を減少させないという批判も存在した。しかし一般にはSALTⅡは歓迎され、SALTⅡの早期の批准 はほとんどすべての国により主張された。これに対し、米国代表は、「できるだけ早く協定の批准の手続をとる SALTⅡの内容に関する深い議論は行なわれなかったが、それは核軍備競争を停止させないし戦略分野におけ

決意」を表明していた。

に条約を遵守するよう米ソ両国に要請していた。また西側八ヵ国の提案も、「会議は、SALTⅡ条約の効力発生 問題であり、 SALTⅡに関する議論の中心は、SALTⅡが批准されるまでの間米ソ両国はそれにどう対応すべきかという 多くの非核兵器国は、SALTⅡが発効するまでそれがあたかも正式に効力を発生しているかのよう

を表明する。」と規定していた。 までの間、条約署名国である核兵器国がその諸規定のいかなるものとも矛盾する行動をとらないようにという希望

の見解には同意していない。 してしまうからである。ソ連はSALTⅡの迅速な批准と迅速な効力発生を望んでいる。」と述べ、必ずしも西側 なぜならそのようなことは協定の遵守に対する信頼を損うし、協定が法的効力をもつプロセスを重要でないものに の意図を表明していた。しかし、東側を代表するハンガリー・ポーランド提案にはこのような考えは含まれていな かったし、ソ連も、「ソ連代表は、批准に先立ってSALTⅡの規定を履行すべきだとする見解には同意できない。 米国政府も、批准に至るまでの間、これらの協定の規定に矛盾するようないかなる行動をもとらないと明確にそ

べきことを主張した。しかし、この交渉はSALTⅡの効力発生を前提とするものであり、その前提自体が不確 な状態にあった。 さらに、多くの国はSALTⅢ、すなわち戦略兵器の数の大幅な削減及び重大な質的制限に向けて交渉を開始す

と述べ、核軍縮の措置を核兵器国と非核兵器国の平等の取り扱いの問題と関連づけて主張している。この主張に対 ければならないだろう。そのことにより二つのカテゴリーの国家間にある差別の重要な要素を取り除くことになる。 場におくことになるだろう。そこでは、核兵器国は非核兵器国に要求されるのと同じIAEA保障措置を受諾しな 兵器国から主張されていた。特にノルウェーは、「この禁止は、以前にくらべて核兵器国と非核兵器国を平等の立 核軍備競争の量的な制限に関するもう一つの措置として、兵器目的の分裂性物質の生産停止の措置が若干の非核

し核兵器国は全く反応していない。

### c 再検討会議の評な

ないことに基づいている。これに関してのSIPRIの評価は以下のようである。 行に関する核兵器国と非核兵器国の対立であり、主として核兵器国がNPT体制における自らの義務を果たしてい 評価されている。会議が失敗であった基本的な理由は、NPT第六条の履行に関連している。すなわち第六条の履 第二回NPT再検討会議は、 何らの実質的な文書を採択することにも失敗し、会議自体は失敗であったと一般に

きり約束することを拒否している米国及びソ連の非妥協的態度にある。」と分析しているし、(66) 両国家群の間に大きな認識の相違があることを指摘している。 間で意見が基本的に異なっていることを反映している。」と述べ、NPT体制における核軍縮の位置づけについて、 NPT再検討会議が合意できなかったのは、 しながら核兵器国は実質的には手ぶらで会議にやってきたし、第六条に関する議論の激しさに対し全く何も準備していなかった。 るのではなく、核軍縮に導くような協定を締結するという核兵器国の約束の何らかの証拠を要求しているだけであった。しか また Barnaby も、 第二回NPT再検討会議における七七ヵ国グループの要求は、実際、最低限のものであった。彼らは即時の核軍縮を言い張 会議が失敗した原因として、「その失敗の責任は、いかなる軍備管理または軍縮措置をもはっ 核拡散と核軍縮という問題の結びつきに関して、 第三世界と先進国の Towle も、「第二回

るかを再び明らかにし、核軍縮に向けての進展という第六条の履行に関しては何らの成果をも生み出さなかった。 一回NPT再検討会議も、 第一回会議と同様に、核兵器国と非核兵器国の間の見解がいかに大きく異なってい

- 註
- (-) NPT/CONF/C.I/SR.2, 13 May 1975, para.12
- (\approx) NPT/C0NF/C.I/SR.5, 15 May 1975, para.22
- 3 1974, pp.28-36. 参熙。 August 1973, pp.33-40; Y.Tomilin, "The Non-Proliferation Problem", International Affairs (Moscow), December 同様の積極的な評価として、 S.Shestov, "The Non-Proliferation Treaty in Action", International Affairs (Moscow),
- 4) NPT/CONF/C.I/4, 20 May 1975.
- (5) NPT/CONF/28, 27 May 1975.
- (9) NPT/CONF/C.I/SR.3, 14 May 1975, para.30.

NPT/CONF/C.I/SR.5, 15 May 1975, para.1.

- (∞) NPT/CONF/SR.9, 9 May 1975, para.32.
- (9) NPT/CONF/C.I/SR.5, 15 May 1975, para.13. 同様の見解として、Nepal, NPT/CONF/C.I/SR.7, 19 May 1975, para.30. 参照。
- (\(\text{\tiny{\tiny{\text{\tiny{\tiny{\tiny{\text{\tiny{\tiny{\tiny{\text{\text{\text{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\text{\text{\text{\tiny{\tinx{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tinx{\tiny{\tinx{\tiny{\ti
- (A) William Epstein, "The Proliferation of Nuclear Weapons", Scientific American, Vol.232, No.4, April 1975,p.18
- (2) NPT/CONF/17, 12 May 1975
- (\(\text{\tiny{\tiny{\tiny{\text{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\text{\tiny{\tinx{\tiny{\tin}\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tin
- 4) NPT/CONF/SR.9, 9 May 1975, para.50.

2.

- (5) NPT/CONF/C.I/SR.13, 23 May 1975, para.13
- (2) NPT/CONF/C.I/SR.1, 13 May 1975, paras.5-6
- (二) NPT/CONF/C.I/SR.2, 13 May 1975, para.19
- (18) NPT第八条一項及び二項は以下のように規定している。
- 正を審議するため、すべての締約国を招請して会議を開催する。 府は、これをすべての締約国に配布する。その後、締約国の三分の一以上の要請があったときは、寄託国政府は、その改 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託国政府に提出するものとし、寄託国政
- 寄託した各締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、改正の批准書を寄託する他のいずれの締約国についても、 れた日に国際原子力機関の理事国である他のすべての締約国の改正の批准書を含む。)が寄託された時に、その批准書を の改正は、すべての締約国の過半数の改正の批准書(締約国であるすべての核兵器国の改正の批准書及び改正案が配布さ れた日に国際原子力機関の理事国である他のすべての締約国の票を含む。)による議決で承認されなければならない。そ

この条約のいかなる改正も、すべての締約国の過半数の票(締約国であるすべての核兵器国の票及び改正案が配布さ

その寄託の時に効力を生ずる。

19

(S) NPT/CONF/C.I/SR.1, 13 May 1975, para.8.

NPT/CONF/C.I/SR.3, 14 May 1975, para.17

- (집) NPT/CONF/C.I/SR.4, 15 May 1975, para.33.
- (2) NPT/CONF/C.I/SR.3, 14 May 1975, para.29
- (窓) NPT/CONF/SR.2, 6 May 1975, para.1.

C.I/SR.4, 15 May 1975, para.31. 同様の見解として、 A.Roshchin, "Nuclear Non-Proliferation for Maintaining Peace"

たしぇは、German Democratic Republic, NPT/CONF/C.I/SR.2, 13 May 1975, para.19.; Poland, NPT/CONF/

- (%) Czechoslovakia, NPT/CONF/C.1/SR.4, 15 May 1975, para.13; Hungary, ibid., para.23; Poland, ibid., para.29; Bulgaria, NPT/CONF/C.I/SR.1, 13 May 1975, para.7
- (원) NPT/CONF/C.I/4, 20 May 1975, para.4.
- (집) NPT/CONF/35/I, 30 May 1975, Annex II, p.21.
- (%) NPT/CONF/C.I/SR.5, 15 May 1975, para.24

(%) NPT/CONF/C.I/SR.3, 14 May 1975, para.36.

- 30 NPT/C0NF/C.I/SR.2, 13 May 1975, para.10.
- 31 NPT/CONF/C.I/SR.5, 15 May 1975, para.24.
- 32 NPT/C0NF/C.I/SR.13, 23 May 1975, para.12.
- 33 NPT/C0NF/C.I/SR.13, 23 May 1975, paras.23-26
- 34 USSR, NPT/CONF/C.I/SR.13, 23 May 1975, para.13; US, ibid., para.28
- Mason Willrich, Non-Proliferation Treaty: Framework for Nuclear Arms Control, 1969, p.156.
- Sverre Lodgaard, "Reviewing the Non-Proliferation Treaty: Status and Prospects", Instant Research on Peace and

Violence, Vol.5, No.1, 1975, p.18

(%) William Epstein, "Nuclear Proliferation in the Third World", Journal of International Affairs, Vol.29, No.2, Fall

- ference : Proposals for the Future, The Stanley Foundation Occasional Paper 9, 1975. 物監。 Atomic Scientists, Vol. XXXI, No.7, September 1975, pp.46-48; William Epstein, Retrospective on the NPT Review Con-1975, pp.190-191; 同様の見解として、 William Epstein, "Failure at the NPT Review Conference", *Bulletin of the*
- (38) Onkar Marwah, "The NPT Review Conference, Geneva, 1975", Onkar Marwah and Ann Schulz (eds.), Nuclear Pro-
- liferation and the Near-Nuclear Countries, 1975, p.311.
- Tide", World Affairs, Vol.132, No.2, Fall 1976, p.87. Bruce Unger, "The Nuclear Non-Proliferation Treaty Review Conference; An Unsuccessful Attempt to Stem the
- <u>40</u> Nucléaires", Annuaire Français de Droit International, 1975, p.43. Georges Fischer, "La Conférence des Parties chargées de Léxamen du Traité sur la Non-prolifération des Armes
- (4) William Epstein, "Failure of Review Conference: Setback for Non-Proliferation", International Perspectives, May/June 1981, p.24
- (4) NPT/CONF. II/C.I/1, 25 August 1980.
- (3) NPT/CONF. II/C.I/2, 26 August 1980.
- (4) NPT/CONF. II/C.I/7, 26 August 1980.
- (45) NPT/CONF. II /C.I/10, 27 August 1980.
- 46 NPT/CONF. II /SR.6, 14 August 1980, para.28; NPT/CONF. II /C.I/SR.3, 21 August 1980, para.25.
- (4) NPT/CONF. II/SR.2, 12 August 1980, paras.6 and 8
- (\approx) NPT/CONF. II/SR.4, 21 August 1980, para 20.

50

- <del>4</del>9 NPT/CONF. II /SR.2, 12 August 1980, paras.30-34
- 第一回国連軍縮特別総会最終文書第五〇項は以下のように規定している。

NPT/C0NF. II/C.I/SR.5, 22 August 1980, paras.11-12

51 核軍縮の達成には、適切な段階に、関連国家の満足する十分な検証措置をそなえた、以下のことについての協定を緊急

(a)核兵器体系の質的な改善及び開発の停止。

に交渉することが必要であろう。

())あらゆるタイプの核兵器及びその運搬手段の生産停止、並びに兵器目的の分裂性物質の生産停止。

() 可能な場合には、できるだけ早期に核兵器及びその運搬手段の究極的かつ完全な撤廃へと導くような、それらの貯蔵の

- 漸進的かつ均衡のとれた削減のための期限を定めた包括的かつ段階的なプログラム。
- (음) Sweden, NPT/CONF. II /C.I/1, 25 August 1980 ; Group 77, NPT/CONF. II /C.I/2, 26 August 1980 ; Canada, NPT/CONF. II/C.I/7, 26 August 1980; Hungary and Poland, NPT/CONF. II/C.I/10, 27 August 1980
- 53 NPT/CONF. II /C.I/1, 25 August 1980.
- 54 NPT/CONF. II /C.I/2, 26 August 1980.
- 55 NPT/CONF. II /SR.7, 14 August 1980, para.6.
- <u>56</u> NPT/CONF. II/C.I/SR.4, 21 August 1980, para.23.
- (5) NPT/CONF. II/C.I/SR.5, 22 August 1980, para.14.
- para.28; NPT/CONF. II /C.I/SR.3, 21 August 1980, para.25; Mexico, NPT/CONF. II /SR.7, 14 August 1980, たとえば、Group 77,NPT/CONF. II /C.I/2, 26 August 1980; Japan, NPT/CONF. II /SR.6, 14 August 1980,

66

- para.9; NPT/CONF. II/C.I/SR.3, 21 August 1980, para.33
- (S) NPT/CONF. II/C.I/SR.4, 21 August 1980, paras.21-22.
- (8) NPT/CONF. II/C.I/SR.4, 21 August 1980, para.24.
- (る) Group 77, NPT/CONF. II/C.I/2, 26 August 1980; Sweden, NPT/CONF. II/C.I/1, 25 August 1980
- (영) Australia, Belgium, Canada, Greece, Italy, Japan, Netherlands and New Zealand, NPT/CONF. II /C.I/6, 27 August
- (3) NPT/CONF. II/C.I/SR.5, 22 August 1980, para.13.
- (3) NPT/CONF. II/SR.3, 12 August 1980, para 25.
  (4) "The Second NPT Review Conference", World Arma
- "The Second NPT Review Conference", World Armaments and Disarmament: SIPRI Yearbook 1981, p.329
- No.9, November 1980, p.7. Frank Barnaby, "The NPT Review Conference-Much Talk, Few Results", Bulletin of the Atomic Scientists, Vol.36,
- (6) Philip Towle, "Nuclear Non-Proliferation: Deadlock at Geneva", World Today, Vol.36, No.10, October 1980, p.371.

四

# 核兵器不拡散と核軍縮の関連

――むすびにかえて―

かな形で示される。この問題は現代国際社会の基本的な構造に関わる重要な問題であり、特に核兵器をめぐる国際 NPT第六条の形成過程、意義及び履行過程を検討することにより、核兵器不拡散と核軍縮の関連は極めて明ら

社会の平和と安全保障の中核に関わる問題である。

立が生じてきている。 が図られたにもかかわらず、その解釈に関して対立が存在しているし、また第六条の履行に関してはさらに鋭い対 めて鋭い見解の対立が見られる。それは最初は条約の形成過程において存在し、第六条の成立によって一応の妥協 以上の検討から明らかであるように、核兵器不拡散と核軍縮の関連については、核兵器国と非核兵器国の間に極

いと強く批判している。 る。このような現状に対して、核兵器国は第六条を履行していると主張し、非核兵器国は第六条が履行されていな 搬手段を規制する一定の条約を締結したが、核軍備競争は停止されることなくますます激しさを加えて継続してい 誠実に核軍縮の交渉を行なう義務を引き受けた。このような条約の規定に基づいて、核兵器国は核兵器及びその運 核兵器国の受け入れるところとはならなかったため、この問題は第六条によって解決された。そこで、核兵器国は 条約形成過程において一定の非核兵器国は、核兵器不拡散と核軍縮を直接に結合させるべきだと主張していたが、

このことは、大部分、 NPT体制に対する両国家群の認識の相違に基づいている。 一九六八年に成立したNPT

兵器国と非核兵器国に対する義務に関してバランスのとれたものであると主張している。 体制は、 NPT体制が極めて都合のいいものであった。たとえば、Roshchinは、一九六八年に成立した形でのNPTは核 は全く規制せず、その後の交渉に委ねるという形をとったため、核兵器国にとっては一九六八年に成立した形での 非核兵器国の核兵器に関する活動を全面的に禁止する一方、 核兵器国の核兵器に関する活動はその時点で

ないというものである。 PT体制の理解あるいは認識は、核兵器不拡散それ自体が重要であり、それは必ずしも核軍縮と結びつくものでは 括的核実験禁止の交渉のための作業部会の設置に関する議論からも明らかである。このように、 さらに核兵器国は、 第一回NPT再検討会議での追加議定書案に対する態度からも明らかであるし、軍縮委員会内における包 米ソを中心とする核軍縮交渉に非核兵器国が介入することには一貫して反対している。この 核兵器国によるN

ものである。このような考えの極端なものは、核兵器不拡散をいわゆる「水平的核兵器不拡散」とし、核兵器国に 拡大することによって、 つのものの関連が緊密であることを強調する点で大きな政治的効果をもつものであるが、 よる核軍備競争の停止をいわゆる「垂直的核兵器不拡散」と定義することにより、 非核兵器国によるNPT体制の認識は、核兵器不拡散を核軍縮とできるだけ強く結びつけていこうとする 両者を同一の概念の下でとらえようとするものである。このような概念の拡大は、 すなわち核兵器不拡散の概念を NPTの規定する核兵器 この一

実施されるべきであると、多くの非核兵器国は理解している。たとえば Miettinen は、「NPTは最終的な状態で 条約の規定によれば、 核兵器不拡散の措置が条約の効力発生と共に実施され、 それに引き続いて核軍縮の措置が

不拡散の概念とは異なるものであるから、法的概念として用いるのは好ましくない。

枠組」として性格づけることは正当であると主張している。 はなく、初期の暫定的な凍結であると多くの非核兵器国は考えている」と分析し、NPTを「将来の交渉のための 核兵器不拡散は、新しい核兵器国の出現を防止するという主要目的をもつものであり、核兵器を所有する国の数

のである。このように、以上の二点において核兵器不拡散はそれ自体の存在理由を有しており、そこに大きな意義 なるので、その点において非核兵器国の安全は高められる。この論理は、非核兵器国相互の間においては正しいも 非核兵器国が核兵器の選択を放棄した場合、その非核兵器国は核兵器による攻撃または威嚇を受けるおそれがなく れ自体も国際の平和と安全にとって重要な意義をもっている。また核兵器国が常に強調しているように、まわりの が増大すれば、戦争において核兵器が使用される可能性も増大するであろうという点から考えて、核兵器不拡散そ

が認められる。

得することは極めて困難であろう。」と述べているように、核兵器国がその安全保障のために核兵器を重要視し続 けるならば、他国に核兵器の放棄を要求することは説得力をもたなくなるであろうし、現在NPTに加入していな 意味な核軍備競争を続けている限り、核兵器は安全保障のためには必要でもないし有益でもないと非核兵器国を説 もそれに続くであろうという結論を導かざるを得ない。」と述べており、 Epstein も、「超大国がこの終りのない無(ギ) 核兵器がない場合よりそれを所有している方がもっと安全であると感じているように行動し続けるならば、他の国 軍縮の重要性が強調されなければならないものとなる。核兵器不拡散と核軍縮は相互依存関係にある。 まず、核兵器を所有していることの安全保障上の意味に関して、 Taylor が、「現在核兵器を所有している国が、 しかし、核兵器国との関連で考えるならば、核兵器不拡散措置は全く不十分なものであって、この点に関して核 うとする動機を小さくするであろう。

いいくつかの国をNPTに加入させることは不可能となるであろう。

拡散 次に、 Barnaby も、核兵器国が核兵器の政治的価値を強調している点を指摘しているように、現在の国際社会にお 核兵器は大きな政治的意味をもっている。 は、 核兵器を所有していることの政治的意味に関して、 Falk が、「したがって外交政策の目標としての『不 部分的には、外交の道具としての核兵器の最大限の有効性を維持しようとする問題である。」と分析

び政治的な価値を強調することは、NPT体制自体をも危うくするであろうし、そのことにより国際社会全体の安 でも大きな意味をもちうるであろう。したがって、核軍備競争を継続することにより核兵器がもっている軍事的及 かし小規模な核軍備でも一定の安全保障上の意味をもつこともあるし、さらに、政治的な側面では小規模な核軍備 現在の非核兵器国が核兵器の開発を開始しても、 超大国に匹敵しうる核軍備を所有することは不可能である。

うかという問題については、 全も損われるであろう。 な核軍備を背景として国際関係を処理している現状に対して、 核軍縮が非核兵器国に大きな効果を与えるのは、安全保障の側面よりも政治的な側面である。 逆の側面から考えた場合、 核兵器の強さを背景とする国際関係を改善するであろうし、またそのことは非核兵器国が核兵器を取得しよ 非核兵器国に対する核兵器使用の禁止のような措置は、非核兵器国の安全保障を高めることができる。 核軍備競争の停止の措置や少しの削減の措置ではそれほど効果はないと考えられる。 すなわち核兵器国が核軍縮を行なった場合に非核兵器国の安全保障が強化されるかど 核軍縮を行なうことは、 核兵器の政治的価値を低下 核兵器国がその莫大

という側面から考えても望ましいことであり、さらにすべての非核兵器国がこの条約に参加することはNPT体制 し、できるだけ多くの非核兵器国が条約に参加すべきであると主張している。その主張自体は、 の措置が実施され、すでに一二〇国近くの非核兵器国が条約に参加している。核兵器国は常に条約の普遍性を強調 核兵器不拡散と核軍縮は相互依存関係にあり、NPT体制においては、条約の効力発生と共にまず核兵器不拡散 国際の平和と安全

の強化にとって有益であろう。

た核兵器能力を求める国々に対して理論的根拠を与えている。」と説明している。 及びソ連が彼らの核兵器への欲望を停止できないので、これは非核兵器国に対してまずい例を示しており、 さらにはすでに存在しているNPT体制の崩壊へと導く危険も存在する。たとえば Nacht は、この場合を、「米国 している。このような状況において、相互依存関係という点から考えても、NPT体制が一応成立した後において いる国の多くは不拡散を核軍縮のための前提ととらえ、核兵器不拡散に引き続いて核軍縮が行なわれることを期待 しかし、 核兵器国の核軍縮措置がとられるべきであり、それがない場合には、条約の普遍性を確保できないばかりか、 潜在的な核兵器国でまだ条約に参加していないいくつかの国が存在しているし、すでに条約に参加して

を交渉のてことして用いることができなかった。」と述べつつ、インドの立場を擁護すると共に、核兵器国の核軍を交渉のてことして用いることができなかった。」と述べつつ、インドの立場を擁護すると共に、核兵器国の核軍 彼らの核オプションをあまりにも早く放棄してしまったので、真の軍備管理を実現させるためにその核オプション 関して Subrahmanyam は、「ふり返って見れば、軍備管理に本当に関心をもっている多くの国々は、NPTの下で そう規定していると確信してNPTに加入したのであるが、実際には十分な核軍縮措置はとられていない。これに また多くの非核兵器国は、核兵器不拡散措置に引き続いて核軍縮措置がとられることを期待し、NPT第六条は

た自らNPTに参加することにより、核兵器国に対して第六条の履行を要求する立場は強化されるのである。 器国が核軍縮を行なっていないことを非難している点は正しいが、条約に参加した国が何らの交渉のてこをもたな 縮に進展が見られないことについて条約に参加している国は無力であると主張している。 いということ、及び条約に参加しない国がより大きな交渉のてこをもつという主張は正しくない。条約に参加して そのことによって国際の平和と安全に有益な影響を与えているし、さらに再検討会議に参加できる。 しかし彼の意見は、核兵

スが成り立つためには、核兵器国は一定の期間の後には核軍縮を実施すべきであるということになる。 備の縮小に関する効果的な措置について誠実に交渉する義務を引き受けているので、この二つの義務の間にバラン 器不拡散という厳格な義務を引き受けているのであり、それに対して核兵器国は核軍備競争の早期の停止及び核軍 PT体制の基本的な要請である。核軍縮の側面にこの原則を適用するならば、 核兵器不拡散と核軍縮の問題を関連づけるもう一つの根拠は、核兵器国と非核兵器国の義務のバランスというN 非核兵器国は条約の発効と共に核兵

に満足するようにするためである。」と説明している。 (10) 初から払うべきであった代価を今払わなければならない。それは世界の残りの国々が非核兵器国であり続けること ……超大国は最初の支払いとして、核兵器のない国々に対して核兵器で攻撃しないことを即時に誓約すべきである Myrdal はこの点に関して、「超大国がその代価をまだ払っていないことは、すべての人々にとって明白である。 超大国は新しい核兵器の実験と開発の停止に合意すべきである。」と述べ、その根拠として、「核兵器国は、

したがってその初期においては核兵器不拡散措置が優先され、核兵器国が核軍縮を行なうのを容易にするため、あ NPT体制は、 まず核兵器不拡散の措置をとり、それに引き続いて核軍縮の措置をとるという形になっている。

T体制はすでに成立していることを示しているので、義務のバランスの側面から考えて、核兵器国が核軍縮の措置 るいは核軍縮の前提として、 をとることが要請される。 存在することは確かである。しかし一二〇国近くの非核兵器国がこの条約に参加しているという事実は、 してきたが、それらは核軍備競争を停止させることとはならなかったし、核軍備競争は特に質的な側面においてさ 一二〇国近くの非核兵器国がこの条約に参加した。もちろんこの条約への参加を拒否している一定の非核兵器国が 確かに、核兵器国は戦略兵器に関する交渉などを通じて、一定の軍備制限の措置に合意 新しい核兵器国の出現を防止することに焦点が合わされてきた。それによってすでに 一応NP

ち核軍縮を実施することにより、NPT体制の差別性に反対して条約に参加しない国々にとっても、参加の展望が どの国々を条約に参加させるよう働きかけることは当然必要であるし、そのことにより条約の普遍性を確保するこ スの原則に従って矯正し、 とは望ましいことである。そのためにも、当初から差別的な条約であると考えられていたNPTを、義務のバラン NPTに参加しない重要な国々、たとえばインド、パキスタン、イスラエル、ブラジル、アルゼンチンな より公平なNPT体制へと移行することが緊急の課題である。このことにより、 すなわ

らに激しく継続されている。

多くの非核兵器国の主張を受け入れ、より公平なNPT体制への移行を可能にするし、そのことによって国際の平 国の義務のバランスという側面を考慮するならば、NPT体制が一応成立した段階において核軍備競争がさらに激 しく展開されているという事態は、NPT第六条の規定と矛盾するものである。核兵器国が核軍縮を行なうことは NPT体制をその形成過程から総合的に検討し、核兵器不拡散と核軍縮の相互依存関係及び核兵器国と非核兵器

開けてくるであろう。

# 和と安全もさらに促進されることになる。

#### 註

- 1 A. Roshchin, "Nuclear Non-Proliferation for Maintaining Peace", International Affairs (Moscow), April 1980, p.78.
- (2) Jorma K. Miettinen, "European Security and the Non-proliferation Treaty", SIPRI, Nuclear Proliferation Problems
- 1974, pp.292 and 294
- (9) Philip J. Farley, "Nuclear Proliferation", Henry Owen and Charles L. Schultze (eds.) Setting National Priorities: the Next Ten Years, 1976, pp.152 and 161
- (4) Theodore B. Taylor, "The International Regulation of Nuclear Energy: Peaceful Uses of Nuclear Energy: Environment, Security and Safety Considerations", Columbia Journal of International Law, Vol.16, No.3, 1977, p.428
- (5) William Epstein, "Failure of Review Conference: Setback for Non-Proliferation", International Perspectives, May/June 1981, p.25
- (6) Richard Falk, "Nuclear Weapons Proliferation as World Order Problem", International Security, Vol.1, No.3, Winter
- (7) Frank Barnaby, "On the Second NPT Review Conference", Bulletin of the Atomic Scientists, Vol.36, No.7, September
- 1980, p.20
- ( $\infty$ ) Michael Nacht, "Global Trends in Nuclear Proliferation", Robert O'Neill (ed.), Insecurity! The Spread of Weapons in

the Indian and Pacific Oceans, 1978, p.18.

- (๑) K. Subrahmanyam, "India's Nuclear Policy", Onkar Marwah and Ann Schulz (eds.), Nuclear Proliferation and the く、核兵器の生産、実験、貯蔵及び使用を禁止する軍縮条約である。」と主張している(Rikhi Jaipal, "The Indian Nu-Near-Nuclear Countries, 1975, p.147. 同様の立場から Jaipal も、「必要なのは、NPTのような不平等な条約の強化ではな
- clear Explosion", International Security, Vol.1, No.4, Spring 1977, p.48.)°
- (\Rightarrow) Alva Myrdal, "The High Price of Nuclear Arms Monopoly", Foreign Policy, No.18, Spring 1975, pp.31-32 and 38.

(一九八四・六・五)

(本稿は昭和五九年度文部省科学研究費補助金一般研究Cによる成果の一部である。)